
平成26年 第4回（定例）う き は 市 議 会 会 議 録（第3日）

平成26年9月9日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成26年9月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第60号から議案第63号、議案第50号）

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第60号から議案第63号、議案第50号）

日程第3 議案の委員会付託

出席議員（15名）

1 番 岩淵 和明君	2 番 鎗水 英一君
3 番 熊懷 和明君	4 番 中野 義信君
5 番 佐藤 湛陽君	6 番 上野 恭子君
7 番 江藤 芳光君	8 番 藤田 光彦君
9 番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	総務法制係長	大石 恵二君
財政係長	高瀬 将嗣君	総務法制係	山口 武志君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。4番、中野義信議員の発言を許可します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 4番、中野義信でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず、最初にお礼を申し上げたいと思います。6月の一般質問の中で、私のほうで、上水道問題については市民への周知が不足してるのではないかと。公開討論会を開いて一般市民に内容を知らせて、市民に判断、理解をしてもらうことが必要ではないかという意見を述べさせていただきました。タイトルとか名目は何でもいいわけですが、早速8月31日に上水道整備シンポジウムを開いていただきました。パネリストとして8名の中に、住民代表と、それから市民団体代表を招き意見を出していただいたのは非常によかったんじゃないかなというふうに思います。

今後――きのうですか、1番議員から質問があっていたように、財政上の負担、特に市民の

負担を明らかにして、やっぱり住民アンケートをとり、特に問題となるのは接続率の計画がどうなるかということであると思います。それによりまして大きく収支が変わると思いますので、ぜひ市民の意見、考えをもとに計画をしていただきますよう提案いたします。また、市民の理解をいただくためには、各行政区から説明会の要請があった場合は、ぜひ出席し、理解を深めてくださるよう要望いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

お手元の資料にありますように、1番目に、男女共同参画による社会づくりについて。それから2番目に、行政区の未加入対策について。3番目に、国民年金未加入対策について。4番目に、中山間地の振興と過疎化対策についてということで、一応4項目を挙げさせていただいております。

まず最初に、男女共同参画による社会づくりについてでございますが、私が立候補に際しまして抱負として挙げておりました1項目でございます。男女雇用機会均等法が施行され、もう十数年になりますけれども、うきは市の人口も7月末現在、女性1万6,674人、男性1万4,856人、女性が1,818人多いわけでございます。ですから、行政のいろいろな審議会等に女性の意見を反映していかなければならないというふうに思います。

そういったことから、1番目として、男女共同参画についての市長の考えを伺う。

2番目に、各審議会等の女性登用率は、現在、何パーセントか。県内市町村の平均登用率及び県内では何番目の登用率なのか。

3番目に、市としての女性委員登用率を平成27年度までに30%と聞いているが、具体的な取り組みを伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、男女共同参画による社会づくりについて3点のお尋ねをいただきました。

1点目が、男女共同参画に関する市長の考えについての御質問でございました。

少子高齢化の急速な進行と家族や地域社会の変化、経済社会のグローバル化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、それに伴い、個人の価値観、生き方、家族関係、社会とのかかわりも多様化し、刻々と変化をしております。こうした中、第2次安倍改造内閣がスタートし、過去最多と並ぶ5人の女性閣僚が誕生するなど、社会が活力にあふれ、持続的に発展していくためにも、女性が生き生きと働き活躍することが重要となっております。内閣府では経済、財政、防災などの重要政策に関する会議の1つとして男女共同参画会議を設置しており、平成22年12月17日閣議決定の第3次男女共同参画基本計画の中に重点施策を掲げ、展開しているところ

ろであります。

うきは市におきましても、平成18年6月30日に、うきは市男女共同参画推進条例を制定し、平成19年3月には、うきは市男女共同参画基本計画を策定しております。このうきは市男女共同参画基本計画には、女性に対する暴力や差別等をなくすための男女の人権を尊重する社会づくり、固定的な役割分担意識の是正のための男女共同参画社会を進める意識づくり、男性の仕事中心の生き方を変えていくための家庭における男女共同参画の促進、審議会や委員会等への積極的登用や豊かな心の育成などの、地域や学校における男女共同参画の促進、そして、市内事業所と連携して意識づくりを進める働く場における男女共同参画の促進、以上の5つの基本目標を掲げて推進しているところでございます。

このような目標に向かって施策を推進することにより、女性の活躍の場が広がり、また、仕事を持ちながらも、家庭や地域の場において多様な生き方が選択できる社会が実現されることとなり、うきは市の活性化にもつながるものであります。うきは市の各種審議会や地域団体等に女性の参画が少ないこと、働きたい女性への就労支援や育児介護休業の取得への働きかけなど、まだまだ男女共同参画にかかわる取り組みには多くの課題がありますが、このような現状を踏まえ、女性のさらなる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会づくりを推進していくことが、うきは市の男女共同参画社会づくりにとって重要であることを強く意識し、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目に、審議会等の女性登用率についての御質問でありました。

うきは市におきます現在の女性登用率は22.5%であります。また、県内の平均登用率は27.6%で、残念ながら県内43番目となっております。

次、3点目で、市としての女性委員登用目標についての御質問でございますが、内閣府の第3次男女共同参画基本計画において、長期的な政策の1つに、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標が掲げられております。うきは市におきましては、第1次総合計画及び男女共同参画実施計画において、女性委員の登用率を30%とする目標を設定し取り組んでまいりましたが、先ほど答弁いたしましたとおり、その達成には至っておりません。今後は国の目標を視野に入れ、女性委員の登用率の向上に取り組んでまいります。具体的な取り組みとしましては、委員の選任に当たり、公募や推薦、当て職については、所属の長ではなくて代表者にするなどの対応を検討し、女性の参画を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、市長が言われたように、今月3日に第2次安倍政権の閣僚が決まりました。戦後最多タイの登用であるということでございます。18人のうちに5人ですか

ら、率にして27.7%の登用率というふうになります。特に2020年までに指導的地位を占める女性の割合を3割以上にするという政権の目標をアピールされておりました。特に女性活躍担当、行政改革担当、内閣府特命担当大臣というのを設けております。

うきは市の場合、今言われましたように、地方自治法の第202条の3の中で37委員会がありますけれども、委員総数476人のうちに107人ということで22.5%。さらには、地方自治法の第180条の5では、委員43人のうち7人ということで16%になります。合計すると、先ほど申されておりましたように、43の委員会、審議会の中で、総数519人のうち114人の21%ということで、中身を見ますと女性委員がゼロの委員会が8つあります。

先だって佐賀県武雄市のことが新聞にちょっと出ておりましたが、全国自治体の9割が5人になっている教育委員ですね——うきは市も5人が定員になっておるようですけども、武雄市では、今月の議会で条例を改正してでも、教育行政を進める上での母親の視点は重要といった市長の考えから、10人に倍増するということが出ておりました。増員分については、子供がいる女性限定で5人を公募するという新聞記事が出ておりました。

私がJAの役員をさせていただいてますが、JAの女性理事は3名ですし、青年理事が1名おります。これは県下でも一番早く女性を登用したということでございます。今ではJAの規模によりまして、1名から3名というようなことで女性理事が誕生しておるようです。

また、JAの総代数は550名です。その中で女性の割合——女性が124人ですから22.5%になっております。これも平成8年にJAが合併しておりますけれども、それ以降、やっぱり10%ぐらいですね。1割、五十五、六人であったわけですけども、女性ほうからの要望で20%以上にはしたいというようなことで、3年の任期ですから、改選期ごとにそれを達成しなきゃならんもんですから、なかなか男女の意識を急に変えるということは大変難しいことですが、それでも、啓発活動、地道な取り組みが必要であるということと、男性の理解と女性の積極性が、これが伴わなければならないということでございます。

市長もJAにじの総代会に御出席いただいておりますので、意見等についてはよくおわかりというふうに思いますけれども、実際に農業をやっている方は女性が多いわけですね。女性の活発な意見が出されておると。むしろ男性の意見よりか多く出されておる年もあるわけでございます。そういったことで、女性の場合は身近な意見が非常に多く、前向きな意見が出されます。特にデイサービスを始めておりますけども、デイサービスを始めるときには、総代会の中で女性の総代の方が、ぜひともデイサービスをつくってほしいというようなことがきっかけで設立、運営がなされておるということでございます。

改革には非常に時間がかかると思います。具体的な目標を掲げて、事務局とか職員任せでなく、市長が積極的な動き、働きをやっていかんと、なかなか目標の到達については難しいというふう

に思いますので、そういうことで臨んでほしいなということを考えておるわけですので、いまい度、市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 昨年の秋口でしたか、10月に世界経済フォーラムで世界男女格差報告というのが出て、参加国136カ国中105位ということで、男女の格差が多い部類に新聞報道で大きく報道されていました。まだまだ日本は、夫は仕事、妻は家という固定観念が強いということで、見出しに大きくなっていました。

我が国の女性の就業率は60%台であります。欧米についてはもう、特に北欧については90%台ということですが、残念ながら60%ということで低迷しておりますし、特にやっぱり重要視すべきことは、3歳未満のお子さんを持つお母さん方の離職率が、6割の方が職場をやめて、この3歳未満の女性層の就労率というのは3割台だということが大きな問題であるということで、私自身も、ぜひ仕事と育児あるいは仕事と家庭の両立という意味で、最終的には仕事と生活そのものを両立するというので、今、ワークライフバランスに特に力を入れて進めております。政府のほうも、ことしの6月24日に新たな成長戦略を閣議決定いたしました。その中で女性の活躍もうたわれてますので、今、議員の御指摘のとおり、いろいろ、まずは女性の就労率を上げるというか、社会参画を促しながら、そして、そういう中で役職登用率の向上にも努めてまいりたいと思っています。

特に今、議員のほうからJAの取り組み状況のお話がありましたが、私ども市役所の職員におきましても、女性の活躍推進に当たって、ことしの4月1日でございますが、平成30年度までに役つき職員に占める女性の割合を25%にするという、女性の活躍推進福岡県会議にそういうふうに登録をさせていただきました。市役所そのものも女性登用率を上げて進みますし、審議会等についても、委員の任命については最終的に私のほうに参ってまいりますので、そういう意味合いでしっかりした意思を持ちながら対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、力強い言葉をいただきました。なかなか30%目標というのは、二十七、八%まである程度いきますけど、なかなか難しいところがありますので、今言いますように、市長が積極的にそこら辺の取り組みを指導していかんと、なかなか達成ができないというふうに思います。

職員の関係については、次回でも質問しようかなというふうに思いましたが、一応そういったことで、今後、特段の、ひとつ御協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の2番目に、行政区の未加入対策についてということでございます。

広報うきはの7月末での世帯数は1万884世帯になっております。市に移住しながら行政区

に入っていない世帯はどのくらいあるのか。そのうち持ち家で未加入世帯はどのくらいなのか。アパートとかというのは、当分の間というのがなかなかありますから難しいと思いますけれども、市としての対応をどういうふうに考えておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、行政区の未加入者対策についての御質問をいただきました。

まず、区未加入世帯の状況であります。本年7月末時点で637世帯と把握していますが、持ち家、借家、アパート等の別については、把握した資料がございませんのでお答えすることができません。アパートが多く含まれているであろうことは想像できますが、正確なところは把握しておりません。

行政区への加入についての対応ですが、転入されてきた方等については、転入の手続をされた際に、受け付けの窓口から区長さんに転入の報告をしていただくようお願いをしております。報告に行くことで、そして区長さんとお話することで区に加入してもらうよう、転入された方には区長さんへの挨拶をお願いしているところであります。

また時折、区を抜けることについて市役所に相談される方があります。この場合には、できる限り区に残って、地域の一員として、また、コミュニティの一員としてとどまっていただくようお願いをしているところであります。中には納得していただけて区を抜けない方もいらっしゃいますが、市に相談するまでのいろいろないきさつがあり、残念ながら区を抜けてしまう方もおられます。この場合も地元の区長さんと十分お話をされて、その結果を市に報告していただくようお願いをしているところであります。

協働のまちづくり基本条例に定めるように、市はコミュニティの育成と支援を推進する立場にあり、コミュニティの基盤である行政区に加入していただくことを強く希望するところであります。しかしながら、区に加入していただくことへの法的強制力は見当たりませんので、行政からの強制はできないと考えております。結果としてお願いベースでの対応となっているのが現状であります。区入りについては、地域での働きかけ、お誘いを可能な限りお願いしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 行政区への加入が強制でないということは聞いております。しかしながら、ある民生委員さんに聞いた話ですけれども、行政区に入っていない人は、区費とか消防費とか防犯灯の料金とか、そういうものは払わなくてもいいと。道路愛護にも出らなくていいというようなことになると、協働のまちづくりじゃないというふうに考えられます。しかし、いろいろなことがあった場合には、近くの人や親戚の人などが民生委員に相談に来るということでございます。民生委員としては、区に入っていないから知らんばいと、なかなか断られないところも

あるということでございます。

まず、先ほど世帯数については637ということで聞きましたが、なかなか持ち家かアパートかというのは難しいと思いますけども、持ち家の方から、できるだけ加入を推進していただくようなことを考えなくちゃならんのではないかなというふうに思います。民生委員さんが言われておりましたのは、火災とか水害とか緊急のときはどうなるのかと。救援物資等についても、ひょこっとそこだけを配らんわけにいかんとですね。行政として条例化ということはできないものかと。全国的に強制はされないと思いますけども、そういった行政区加入の条例化をしているところはないかと、そういったことも聞いております。さらには未加入世帯への通知、広報うきは等の配布についてはどのようにされているのか、そこら辺もお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的な認識は議員と同じくするものでありまして、昨今の人口減少あるいは少子化、高齢化に伴いまして、地域コミュニティの弱体化が大きな課題だと認識しております。今まで難なく進めておりました冠婚葬祭とか草刈りなどの共同作業、あるいは里山を初めとする自然環境の保全、伝統文化の継承、さらに防犯、防災、子供会活動など、これまで地域コミュニティが果たしてきた役割が徐々に機能しなくなっているという現状については、非常に問題意識を持っているところであります。

そんな中、できるだけ区入りをということで取り組んでおりました。今、私の手元の中にも、ここ七、八年のデフレーターというか、データを持っているわけなんですけど、我々も懸命にやっておかげで、未加入世帯数は徐々に、平成23年度をピークに今、減ってきてる状況ではあります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、637世帯という未加入者がいるのは事実でありますので、しっかり今後も取り組んでいきたいなと、このように思います。

御案内のように、ことしの4月、いろいろ御心配をおかけしたんですが、自治協議会がスタートいたしました。まさに市民の皆さんの手による自治意識をどう高めていくかという、その基盤となる組織であります。なかなか強制的に条例化というのは厳しいものがあるんじゃないかなと、こう思いますけれども、しっかりした対応を今後も、また、自治協議会とも連携しながら、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 確かに条例化というのは難しいというふうには思いますけれども、全国でそういったことがあるのかないのかの調査もお願いをしたいと思いますし、先ほど言いました未加入世帯への通知、配布、そういったところで、どのくらい費用がかかっておるのか、予算化しておるのか。未加入世帯が多くなりますと、別に手が要るわけですね。だから費用がかさ

むのじゃないかなというふうに思いますから、そういうところを積極的に進めてもらいたいなというふうに思いますので、そこら辺の、未加入世帯への対応はどういうふうにされておりますか。いろんな通知とか、広報うきはとか配布されておるというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、加入されてる方については区長さんのほうから区長文書、広報うきはとか配布させていただいておりますが、未加入世帯には区長さんのほうから行き届いておりません。その具体的な手続については、担当の総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 未加入者世帯に対する文書等の配布でございますが、基本的には、区長さんのほうは区に加入されてある方を対象にお配りしていただいておりますので、中には区に加入していただくために、区に入っていない方にも配ってある区長さんもおられます。ただ、多くは配られてませんので、市役所のほうで別途、嘱託職員、文書配布に当たっておりますので、その職員のほうで、広報は普通の加入世帯は月2回、上旬というか1日と15日を原則として配っておりますが、それを1回にまとめまして、市のほうの雇用している職員で配布をしております。大体、1回の配布で3日ぐらいかかっておるようです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 予算的にはどんなですか。そこら辺の費用なりは。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 文書配布の嘱託職員の賃金が月額15万円です。それが3日ほどかかっておりますので、15万円を21日で割りまして、1日7,100円ぐらいかかりますので、掛け3の2万1,000円、これが直接的な人件費でございますが、それ以外に配布するバイクとか、そういった燃料等も若干は加算されてきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一応、いろいろ申し上げましたが、そこら辺の、もう、加入がなかなか強制できんから仕方ないということやなくて、積極的に加入の推進をお願いしたいなというふうに思います。

次に、3番目の国民年金未加入対策についてということでございます。

年金については、厚生年金など、それぞれの会社、職場で徴収されていると思いますけども、

それ以外については、何か年金にかたらないかんということで国民年金に加入義務があるというふうに思います。日本年金機構で加入推進、徴収が行われるということになっておりますが、未加入がふえておるといような話も聞いておりますし、今後そのことが市政に影響をもたらすのではないかというふうなことを考えられますので、質問をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民年金未加入者対策について、国民年金の未加入者の増加による市政への影響に関する御質問をいただきました。

国民年金法第7条の規定により、国民年金の被保険者は、日本国内に住所のある人で、20歳以上60歳未満の自営業等について第1号被保険者、そして、厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員または加入者については第2号被保険者、さらに、第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者について第3号被保険者として取り扱われております。

平成14年に保険料収納事務は市町村から国へ移管し、現在は、日本年金機構が納付書の発送、滞納者に対する督促、差し押さえ等を行っており、さらに二十歳以上の方に対する年金加入への働きかけ、会社をやめられた方に対する国民年金の第1号被保険者への切りかえ勧奨等も行っております。市としましては、二十歳時点における新規加入や退職による届け出を市のほうで受け取り、日本年金機構へ進達をしております。また、国民健康保険の加入手続の際に、あわせて年金加入の手続も行うよう案内をしているところでございます。

次に、市政への影響でございますが、今後、未納者がふえれば多数の無年金者が発生することになります。無年金者がふえれば、市税や使用料等の滞納、あるいは生活保護受給者がふえることが考えられ、市の財政を圧迫することになります。このような事態を防ぐために、市としましては、例えば、納付能力がない方に対しては免除申請を案内するなど、継続的な年金加入が可能となるよう対応を図っております。また、国民年金の内容や免除申請等については、広報うきはで年4回程度お知らせをしているところであります。今後も国民年金制度について市民の方への周知を行い、無年金者となる市民が発生しないよう努めてまいります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 実際にいろいろ話を聞きますと、国民年金は将来もらえるかどうかかわらんと、ですね。もう、それき、支払ったっちゃ同じことというような意見もありますが、そういった人については、恐らく介護保険料やらも払ってないのじゃないかなというふうに思われます。そんなら、将来病気になったときにはどげんなんのと尋ねますと、将来病気になったときには、老人ホームなんかに入りゃよかもんと。それから先は生活保護を受ければよかもんちというような、単刀直入に言われる方もおられるというのは事実でございます。

収入がないので、今、免除制度とか、そういったことをされるのは市のほうでいいというふう

に思いますけれども、心配しますのは、将来のうきは市の財政に、今、出ましたように、このことは大きく影響するというふうに思われるわけでございます。生活保護費が国の負担、県の負担もありますけれども、市の負担もあるということで聞いております。本当に病気をして払えないとか、そういった方については救済措置があると思いますけれども、健康で働ける人は強制的でも払っていただかなければ、正直に払っておる方が、非常に不満が出るというふうに思われます。

ですから、今、話のありましたように、もう、平成14年からですか、日本年金機構に徴収なり加入の推進、そういったことは向こうのほうでやるということでございますけれども、それだけでいいのかと。市のほうでは何をしておるかということになりますと、年4回の広報とか、そういったことをしておるということでございます。日本年金機構に任せておるというふうに思いますけれども、向こうに任せとるからいいということじゃないと思います。ですから、そこら辺の市の将来を考えた場合は、積極的にそこら辺を市としても関与していかにかいかんというふうに思うわけでございますので、そういったことを今後、市としても、日本年金機構に委託はしておるけれども積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、いま一度、市長の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） いつも申し上げてるんですが、ことしの4月、消費税が5%から8%に上がりました。四、五年前言われていた税と社会保障の一体改革が本当に現実のものとして、いろんな改革が今、進められようとしております。特に我が国の社会保障制度の中の4分野、子ども・子育て、そして医療、介護、最後に年金、この4分野について、目まぐるしい改革が今、なされようとしております。

この年金についても、平成24年に大きな法律が4つほど改正になりまして、例えば、平成27年10月1日からであります、年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。あるいは、平成28年10月1日からの施行であります、短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大を行うということで、かなり国のほうも、この年金加入者の対応についていろいろ制度を変えようと、このようにしております。

今、政府のほうが言っているのは、この未加入者数というのは、大体平成15年度が一番のピークで450万ほど未加入者がいたと。それ以降は、だんだんこの未加入者は減ってきているけれども、今、大きな課題になっているのは納付率、加入はしているけれども納付率が改善されていないということであります。ひところ、平成8年当時までは8割を超えていた納付率が、それ以降、平成9年度から7割台になり、さらに平成14年度以降には急激に低下して、今、6割台に落ち込んでいると。この納付率をどう上げるかというのが大きな課題であります。

先ほど答弁させていただきましたように、市としましては将来ゆゆしき問題でありますので、

減免制度を受けられる方については、積極的にそういう案内をしたり、あるいは年金制度、国のほうも100年安心プランということでPRしておりますが、年金制度の意味合いというのをしっかりと市民の皆さんにお知らせしながら、この加入率あるいは納付率の向上に努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、未加入者とか納付率の問題が出ておりましたが、年金機構のほうで取り組んでおるから、なかなかこちらでわからない面もあるというふうに思いますが、大体うきは市でどれくらいいるのか。納付率はどげんなつとんのかというのは、年金機構と話しながら、そこら辺は出てくるのじゃないかなというふうに思いますが、どんなでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そういうことに関しましては、担当の市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 納付率につきましては、日本年金機構より情報としていただいております。現在うきは市の納付率でございますが、これは納付月対象月数を納付月数で割った率でございますが、うきは市は現在25年度末で70.3％となっております。全国が60.9、県が58.3でございます。ちなみに、うきは市の納付率につきましては、年々上昇の傾向でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） そういうことで、積極的な対応をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の4番目ですけれども、中山間地の振興と過疎化対策についてということでございます。

新川・田籠地区で先だって都市と山村交流プロジェクト協議会の中で話を聞くことができました。小塩地区についてはホタルの里協議会、妹川地区については村おこし推進協議会など、それぞれ中山間地でいろいろな話し合いがなされておるようですけれども、それぞれの校区で創意工夫をしながら事業に取り組んでいると。市としての、山間地の振興についての取り組みをお伺いしたいということ。

それから2点目については、姫治地区の空き家は何軒ぐらいあるのか。これまで移住している方もいるが、空き家の活用、対策を伺いたい。

3点目に、市営住宅が15軒あるが、入居者の条件はあるのか。また、優遇措置はないのか。

以上、お願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中山間地の振興と過疎化対策について、3点の御質問をいただきました。

1点目が、市として今後の山間地の振興について、どのような取り組みを行っていくのかという御質問でございます。

現在、山間地の振興については、山村地域振興基金を活用した新規作物の導入、集落営農組合等の組織化推進、都市との交流促進、棚田の保全活動等を中心とした取り組みを行っております。

具体的には、新規作物の導入では、新川地区で野菜のミニハウス施設補助や小塩地区のキクラゲ施設の補助、また、集落営農組合等の推進に関しては、小塩営農組合における田植え機械の導入や、妹川持木営農組合におけるトラクター導入や倉庫建設、さらには新川・田籠地区のイノシシの箱わな、水路整備等を行っております。また、都市との交流促進では、新川・田籠地区における農家民宿、地域案内マップ作成、案内看板設置などの事業を行ってきました。その他、つづら地区と妹川の調音の滝については森林セラピーロードの認定を受け、都市からの交流と連携の事業を進めているところであります。

それ以外としては、議員御指摘のとおり、地元の皆さんで創意工夫し実施している棚田うきは彼岸花めぐり&ばさら祭や、棚田オーナー制度などのイベント支援、さらには、つづら棚田を守る会や姫治子ども交流促進協議会、山里ひめはる会などの活動を支援しております。これらについては、今後とも連携を図りながら活動の支援や助成を行っていきたいと思っております。

また、姫治地区においては、昨年11月に都市と山村交流プロジェクト協議会が発足いたしました。この組織は、市の指導によるものではなく、地元住民みずからが立ち上がり、姫治地区の新たな地域づくりと活性化を目的として結成されました。本年度は総務省の過疎集落等自立再生対策事業の認定を受け、1,000万円の事業費で野菜の集出荷事業、新規作物栽培・加工、空き家活用事業を自分たちで取り組むこととしております。市といたしましては、この事業推進に対し、企画課、農林・商工観光課、生涯学習課、コミュニティ支援本部、うきはブランド推進本部等がかかわっており、これらの活動を側面的に支援、連携を図っていくなどの取り組みを行っております。

このように、今後は市が直接イベントや事業に取り組むということではなく、山間部における自治協議会等の組織が中心となって創意工夫した活動を展開してもらい、それに対し、支援や助成を行っていくようなことで山間地の振興を図っていききたいと、このように思っております。

2点目が、姫治地区の空き家についての御質問でございます。

初めに、姫治地区の空き家軒数につきまして、小塩、妹川、新川・田籠地区合計で約110件程度と把握しております。姫治地区におけるこれまでの移住者であります、何例か事例を申し上げますと、平成23年に新川地区に2名、広島県の広島市からの移住がっております。また、

平成24年に小塩地区に2名、大分県の豊後高田市からの移住がっております。

次に、空き家の活用対策としましては、幾つかの施策を実施中でございます。施策例を申し上げますと、まず、うきは市空き家バンクといたしまして、平成25年度より活用可能な空き家を居住希望者に紹介する事業を行っております。昨年度の実績は、市内での登録が2件あり、2件とも売却済みとなっております。

次に、うきは市空き家リフォーム事業費補助金としまして、平成25年度より、空き家の購入者、借り主がリフォームを行う場合の補助を行っております。昨年度の実績は8件となっております。

さらに、筑後田園都市推進評議会による移住体験プログラムちくご移住計画2014を小塩地区で実施中でございます。この事業は、平成18年度に整備した姫治地区の高速回線網を有効活用し、インターネットを使った事業を行っている方に短期的に居住体験をしていただき、うきはの住みよさ等について、インターネットを利用して全国にアピールしていただくこととしております。募集しました結果、4組6名の方から申し込みがあり、8月15日から順次、約1カ月ずつ3組の方の受け入れを行っているところであります。今、御紹介させていただきましたこれらの事業等を通じて、空き家の活用対策を実施しているところであります。

最後に、姫治地区の市営住宅についての御質問でございますが、御存じのとおり、姫治地区には現在、妹川地区の巨瀬の里団地を初め、4団地15戸の1戸建てによる市営住宅を有しており、現時点で14戸が入居しております。この住宅は姫治地区への定住促進を図るため、平成11年度から平成13年度にかけて整備されたものであります。これらの団地への入居条件につきましては、建設当時の入居者募集の説明書には、永住可能な方、地域行事等に積極的に参画できることなどを入居後の希望条件としておりましたが、現在は、公営住宅法及びうきは市営住宅管理条例の規定に基づいて対応しているところでございます。また、これら団地の入居者への優遇措置についても、特段の規定は設けていないところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 市営住宅の関係ですけれども、退去された人の話を聞きますと、浮羽町時代では家賃が2万5,000円から3万円であったと。今では倍以上になったということで、退去したということでございます。山間地の場合は、なかなか車なしでは生活が難しいわけですから、通勤費とか子供の塾や習い事で送り迎えを誰かせにやいかんということですね。食事で酒などを飲めば、タクシーで帰るか家の人に迎えに来てもらうかというようなことで、かなり費用がかかるということでございます。

せっかくそういった団地をつくっていただいておりますから、なかなか平地と同じようなことでは入る人が少ないのではないかというふうに思いますので、条例あたりをつくってでも安くし

ていかないと、同じようにすれば費用がかかる分は入り手がないというふうに思いますので、そこら辺のところを検討していただきたいというふうに思います。市長の考えをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この姫治地区の市営住宅のあり方については、これまでも議会でたびたび御質問をいただいていたところであります。ちょっと詳細については、担当の住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 山間部の市営住宅に関する優遇措置というものはございません。

ただ、家賃の算定でございます。公営住宅法にのっとりまして、この山間部の住宅は建設をしておりますので、家賃についても公営住宅法にのっとり家賃の算定をしております。家賃の算定の中で、家賃の算定基礎額掛ける市町村立地係数、それから住宅の大きさの規模係数、それから経過年数、それから利便性係数というのを掛けて家賃を算定する方法で実施しております。その利便性の係数というものが、平地と山間部については利便性が異なることから、山間部ににつきましては低く抑えておるということで、その分家賃は下がるということになっております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 若干は考慮しておるということでございますけども、実態としてかなりの費用がかかると、山間地はですね。そこら辺を加味しながらやっていかんと、今、15軒のうちに14軒しか入っとらんと。1軒がどういうふうなことかわかりませんけども。そういうことで、せっかく建てたのが空き家になってくるんじゃないかなというふうに思います。

先だって姫治の方と新川の方と交流しております中で、やっぱり児童数がだんだん減ってきております。今までそこに住宅におられた方、若い人たちがおられるということも、今、生徒さんがいるということもあるというふうに思いますので、そこら辺を考慮しながら、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。時間があと9分になっておりますが。

次に、これは通告書を出してないからなかなか答えられんということがあるかもしれませんが、ちょっと私のほうで質問だけはさせていただきます。

というのは、通告書の提出が28日であったわけですね。山間地の問題で、私はこうした質問をするということで出しておりました。ところが今度の広報うきはの中に、妹川地区、小塩地区の路線バス廃止のことが出ておりました。私どもはそういったことを全く知らないわけですから、私がそれを見て思ったのは、もちろん代替措置を考慮されておるということはわかりますけれども、決算書を見ますと、かなりの金額を補助しておったと。利用者数もそれに出しておったということでわかりますけども、決算とかいうことではなくして、そういったことでしてるなら、事前

に議会で恐らく検討はされておるとおもいますけども、私たち新任ですから全然聞いてないわけですね、4カ月たった中で。ですから、どういうふうなことでそういうふうにしたのかですね。協議が議会の中でされたのか。

それから2点目に、関係者、いわゆる妹川、小塩方面の周知はどのようにされたのかですね。

それから、利用者の負担はどうなるのか。私もこれを反対するという気持ちではございません。しかしながら、議員として尋ねられた場合がきちっと答えなきゃなりませんもんですから、この通告以外でございすけれども、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 通告外ですけど、答えられる分があったら。市長。

○市長（高木 典雄君） 通告外ではありますが、デマンド交通、このたび導入することになりました。これまで大きな課題でしたので、何年もかかって検討した結果であります。その間、議員の皆さんにも御説明を申し上げながら今日まで来ております。詳細については、市長公室長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） その件につきましては、関係者を集めた地域公共交通会議というのがありまして、数年間にわたって検討をしてきた経過でございす。内容につきましては、全員協議会のほうで、今、市長が申し上げましたように報告しておりますが、4月以前の、議員が就任される前の全員協議会であったかと思っております。

以上でございす。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 私どもが議員になりまして4カ月になっておりますが、前の議会の中でされたということであればそれでいいわけですが、4カ月たっておりますので、その中で新人には、そういったことは言ってほしいなという気持ちもございす。

それから、今、妹川、小塩方面の周知は、例えば、区長さんとかいろいろ通じてやっておるといことですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 地元への説明は、何度も申し上げて、今日まで至っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 利用者負担やらというのはどういうふうになっておりますか。

○議長（岩佐 達郎君） 細かいことについては、質問が通告外ですので、後で答弁ということでお願いしたいと思います。

○議員（4番 中野 義信君） それはまた答弁で、それはようございすけれども、ただ、そういうふうな28日までに通告をせないかん。1日の日に広報うきはが出たということござい

すから、申し上げておるわけでございます。

それでは、ちょっと前のほうにまた戻りますけれども、市営住宅の関係で姫治の小学校の話を聞きましたら、今現在が山村留学生を入れて13名というふうに聞いておりますが、18年には——山村留学生が何名来るかわかりませんが4名ぐらいになるという見通しの表が出ておりましたし、19年には2人になるというような予測も出ておりました。そういった意味から、山間地の住宅につきましては、先ほど言いましたように、いろいろ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、私からの質問をこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、10番、諫山茂樹議員の発言を許可します。10番、諫山茂樹議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 10番、諫山でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして3つの件名について質問いたします。トリを任せられましたので、気合いを入れて質問いたしたいと思います。なお、多くの議論したいことがございますので、少し口早になりますけれども、御了承願いたいというふうに思います。

第2次安倍内閣が9月3日に発足いたしまして、その内閣の中には女性閣僚が5名入り、女性が活躍できる社会の実現と地方創生に重点的に取り組む考えを打ち出しました。前幹事長の石破氏を新設した地方創生大臣に起用した力の入れようで、地域活性化にはますます拍車がかかるものと多大な期待をしております。このような国の大きな流れを素早く捉え、その流れに沿って、地方自治体としてのどのような政策を立案していくかを、行政トップの市長を初め、幹部職員が真剣に考えるべきだというふうに私は思います。地域の宝と自然の強みを生かし、身のほどに合った政策を、既成概念にとらわれず、柔軟な発想で果敢に挑戦されるように切にお願いし、具体的な質問をしていきます。わかり切った抽象論などはやめまして、大胆な発想で行きたいと思います。前例がないからなどの答弁は禁句にしていきたいというふうに思います。

私は選挙公約の1つに、財政健全化が本市にとって喫緊の課題であり、解決に向けて全力を尽くすということを訴えました。6月の議会に続き、うきは市を思い、うきは市発展を期して行政と協働することを誓い、再度質問することになりました。

うきは市の平成25年度の起債残高は、約262億円でございます。支払い利息は、1日に約118万円です。一方、税収はわずか25億円であります。また、一般会計の歳入では、市税を含む自主財源は歳入全体の29.4%にすぎず、残り70%は地方交付税などに頼った依存財源

であります。全国平均の50％に比べると、大きく下回っております。財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、一般的に75％程度が妥当と言われておりますが、平成24年度は85.8、25年度は86.3であります。なお、国から交付される、頼りにしている交付税——これは約五十数億円をいただいておりますが、10年を迎える来年から減額されることは必至であります。一方、市民のためのサービス向上、排水問題や生活道路などの整備、人口減に対応する子育て支援や子育てしやすい環境づくり、高齢化に伴う医療、介護を含む社会保障の充実など、やるべきことは山積しております。このような観点から、財政基盤の強化による財政強化、健全化、取り組みは、当市にとって最重要課題と考えております。

財政健全化を目指すには、行政改革一辺倒のコストダウン頼りではなく、自治体も発想の転換を図って、収益につながる事業に積極的に挑戦するか、または自主財源をふやす、自治体みずからが稼ぐ以外につながる取り組み——企業誘致などですね、そういうものに取り組むか、そういう財政強化戦略を構築するとともに実践することが必要であります。つまり、財政健全化の一環として、我が市が一番特徴としている飲料水事業に関する取り組みを求めているのであります。

取り組みの具体的なものについては今後検討していきたいと思いますが、その点、効率的な1点集中で取り組むことを提案しておりましたので、現時点での市長の揺るぎない意気込みと関連して質問いたしたいと思います。

それから1つ目、飲料水事業に取り組むとしたら、科学的に物理的に、そして企業として発展するための地理的条件や工場建設のときのコストなどを総合的に勘案して候補地を決断すべきであります。私なりに調査したその結果、末岡鉱業採石場跡付近が良質で大量に地下水が出る可能性があるかと判断し、最適な場所で、候補地ではないかと訴えておりました。6月の議会の私の質問に対しまして、市長より、民間活力を導入する企業誘致に、現地を見て総合的に考え取り組む旨の答弁をいただいておりますので、進捗状況と、それから、藤波ダム公園を含む周辺地活用についてはどう考えているか、お尋ねしたい。

2つ目、収益につなげる事業とはいえ、将来を予測した守りの要件は十分考えておく必要があります。地下水は、かけがえのない資源でありますので、水質の保全、地下水の涵養、地下水の管理などに対する市長の権限などを含めた条例制定がぜひとも必要ということを訴えておりました。加えて、海外関係企業の無断進出を規制できる条文も挿入しておくべきではないかということでもありました。そのとき、6月の議会でも質問しておりましたが、早速対応していただきまして、今議会におきまして条例制定の上程をしていただきました。その内容については、別な機会に議論したいというふうに思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、飲料水事業の取り組みについて、2つの御質問をいただきました。1点目が、末岡鉱業採石場跡地の企業誘致及び藤波ダム公園周辺地活用についての御質問でありました。

まず初めに、末岡採石場跡地の活用につきましては、ことしの6月議会の一般質問において、その回答といたしまして、私のほうから、九州北部豪雨災害の発生により、国の機関から有料で限上川のしゅんせつによる土砂の仮置き場として活用できないかという申し出があり、災害復旧を大優先にという考え方から、一時、企業誘致を凍結し、現在も工事用土砂置き場としての使用をしているところであります。この土地を企業誘致の候補地として断念したわけではありませんが、しゅんせつ土砂の処分、井戸の工事、取りつけ道路の問題、県の崖地条例の問題など、解決すべき課題が多く、企業誘致にはかなりの時間が必要である旨、また、しっかり現地を見てトータル的に考えてまいりたい旨について回答させていただいたところであります。このことにつきましては、現在も状況に変化はございません。

次に、藤波ダム公園を含む周辺地の活用につきましては、ダム公園内の駐車場用地でございますが、当該敷地は約7,000平米ございます。所有者は国土交通省となっております。現在、この場所は、災害時に出た残土及び県道八女香春線の拡幅工事に伴う残土の仮置き場となっております。この残土が撤去される時期につきましては、災害時の残土につきましては、平成26年度中に撤去し、県道拡幅工事による残土につきましては、県道拡幅工事の完了後に撤去する予定となっております。このような状況もあり、藤波ダム公園を含む周辺地活用について、今のところ具体的な検討は行っておりません。

2つ目が、地下水の涵養等に対する条例の制定についての御質問でございます。

御承知のとおり、うきは市は豊富で良質な地下水に恵まれており、生活水の多くを地下水に頼っております。それだけに地下水は、うきは市にとって大切な資源であると言えます。これまでの議会におきましても、大切な資源である地下水を守るために条例を制定するよう提言をいただいているところであります。

このような中、国におきましては、水循環基本法が平成26年4月2日に交付され、平成26年7月1日から施行されました。同法の前文では、水は国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を——つまり恵みということですが、将来にわたって享受できることが確保されなければならないと、このようにしております。

このような背景を受けて、今回9月議会に、うきは市地下水保全に関する条例案を上程しております。条例につきましては、市民、事業者等に対して、地下水の保全に関する施策への協力を

求めることや、また、1日当たり最大10トン以上の地下水を採取しようとするものに対して、届け出、報告、立入調査、指導等の規定を設け、命令に従わないときは、その内容を公表するなどをうたっています。地下水は、うきは市民にとって大切な資源であり、永続的に保全していくことが重要であります。本条例のもと、今後も地下水資源の保全に努めてまいります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 答弁、簡潔にお願いします。

ところで市長、この地域が良質な水が出るということは知っておりますね。どのように良質な水であるということを知れば、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 藤波ダム建設時にいろいろボーリング調査が行われていて、大量でかつ良質な水がこの地域から出てるということは承知しておりますし、その当時の水質分析表なんかもしっかり自分のところに持っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 本当に持っておられますか、そのときの分析表。

良質な水が出るという漠然としたアバウトなことじゃなくて、行政としての業務、特にトップであれば、科学的に立証された分析表なり、それを早く、近くの、そのボーリングしたところの、恐らくないと思いますので、近くの井戸に大体、地下水脈が同じような井戸があるわけだから、その井戸と比較しながら、ちゃんと確証を得ておかないと腰が入らないと思うんですよ。取り組み意欲が湧かないと思いますので、まず一言言っときたい。

私が自分なりに裏づけ調査したことを報告いたします。

ここの極めて近いところの井戸水の水質分析表と、それから朝倉郡東峰村に平成の名水百選という環境大臣から認定された岩屋湧水があるんですよ。その近くに清水湧水という、3つございますね。その分析表を私、とってまいりました。

そうしましたら、驚くことにね、ほとんど変わらないんですよ。硬度も、カルシウム、マグネシウム硬度、これが大体30前後ですけどね、清水湧水は36、岩屋湧水30ぐらいです。うちが36ぐらい、ほとんど変わりません。それから、有機物につきましてもほとんど変わりません。それからアルカリ度、これも藤波が7.8で、岩屋が7.6、それから清水湧水も7.8ぐらいでありましてね、ほとんど変わらない。今、環境大臣にも——後で話しますけれども、名水百選に匹敵するような、申し込めば名水百選にも選ばれるようないい水が出てるということをまずお伝えしたいと思います。ほかに、いろんな調べたところ、硝酸窒素とか亜硝酸、それから塩化物イオンとか、むしろ少ないというようなデータが出ているんですよ。

そういういい水でありますから、私は徹底してここで、1点集中で、そしてこれ売り出そう

じゃないかと。そのためにこの水を使って、やっぱり企業誘致に結びつけていこうじゃないかということ言ってるわけでございます。選択と集中というのはいいですけども、選択を誤らないようお願いしたいということで、水事業に取り組むということは、私は同じ意見でございますので評価したいと思います。今のところ、まだどこにもいい候補地は見つかっていないということでございますか。もう一回、現時点ではまだ決めていないということでございますかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） お断りしておきますが、議員が申されている末岡鉱業採石場跡地の水の需要については、議員が御指摘になる前から、私、市長に就任した後からしっかりこのことについてはいろいろ検討してまいりました。具体的には、土地開発公社の理事会にもお諮りして議論してきました。何も議員からの御指摘でいろいろ動いているものではありません。

そんな中で、取りつけ道路の問題、県の崖地条例の問題など、多くの解決すべき問題がありますので、今、凍結してるということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

他の候補地については、特段、今……ございません。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 別に動いてないという意味ではございません。ちゃんとした資料を持って、そのデータで動いているかというのをお聞きしたかったんですが、そのときにはないということでありましたからね。そのときの資料は全くないと。だからやっぱりそれは、そのために理事会にかけて削井工事をやって確認したいと。そうです、そういうことでした。ですから、じゃあ1,200万円も1,300万円もかかるんだったら、その近くの水脈、似通った場所の井戸水があるんだから、そのデータを見てでも、比較しながら活用していったらどうかと。そのデータはあるはずです。その井戸水のデータはですね。これは藤波地区の井戸水の、あれが近いから、そういうのを利用してもいいわけですからね、そういうことでございます。

じゃあ、続けます。

中国の故事にあるように、隗より始めよということでございますので、私は翌日からいろいろと見て回りました。市長が言われました、もう、以前からやっているというのは十分わかります。末岡鉱業所、あの高いところも見て回りましたけれども、やっぱり企業誘致に即は大変コスト的にかかるんだらうと。道路の問題とかですね。ですから、大変であろうということで、今、非常に難しいとは思いますが、やめると、だめだというんじゃないとは思いますが、藤波ダム公園跡地のところを、一番、場所的にもコスト的にも、そして湧水、いい水が出る可能性が強い、あの地区を1点集中で候補地に挙げて、そしてもちろん残土は、今、ありますけれども、1年ぐらいすぐかかりますので、早目にそこら辺をいろいろ県なり国土交通省なりに交渉しながら、そして、そこで事業をできるような方法を考えてはいかがだろうかという提案でございます。

答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 飲料水事業に取り組むに当たっては、私どもとしては直営では考えておりません。そうしますと、どうしても企業誘致ということになります。企業がどのような今、うきはに対して思いを持ってるかという話をしっかり見きわめながら取り組んでいかないと、大変なことになるのではないかなと思っています。以前、議員の地元でもあります三春工業団地についても、水事業の話が今、あります。いろいろ状況の変化があつて、なかなか計画どおりにならない。そういう水事業のビジネス全体の動向もしっかり見てやらないと、施設だけ先行するというのもなかなか厳しいものがあるのではないかと、このように認識しております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） 水事業というのは、どこでもいいということじゃないんですね。ですから、ここのあの付近が一番いい水が出ると。それも、ほぼ似たようなデータもあるわけだから、あの地区が一番いいと。ほかの地区、どこでもいいというわけじゃないと思うんですよ。既にデータもありますし、ちょっと問題に近いようなデータも出ておりましたので、どこでもいいということじゃない。一番いいのがあの地区だと。あの地区であれば、あの公園を何とか利用できないかと。それは非常に難しいとはわかってます。虎穴に入らずんば虎児を得ずというようなことわざもあるように、ある程度のリスクなり汗を流さないと話は来ないということで、私は、そういう点で積極的に挑戦しようじゃないかというふうに思っているわけでございます。

本田宗一郎さんあたりも、チャレンジして失敗することを恐れるよりも、何もしないことを恐れろと。何もせんことが一番悪い。やってみなはれと——これはサントリーの社長ですけども、やってみなはれだそうです。やってみなはれということでもありますので、頭で考えるだけじゃなくて、まずやってみよう。

そして、あの公園になっている地区は何があつたか、市長御存じですか。知ってると思いますけど。公園ができる前のあその場所は何があつたのか。すぐ近くですよ、生まれ故郷の。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） あの当時、浮羽町の大きな事業で、県営の治水オンリーダムである藤波ダムが建設されたわけでありましたが、あの事業に至るに当たっては多くの集落、そして田畑を水没というか、御協力いただいた中でああいう事業が相なつたと、このように承知しております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） 市長の生まれ故郷のすぐ近くですから、十分御存じだとは思ってたんですが、久保田地区という１４戸ぐらいの集落があつたんですよね。あのダムをつくるために、下の住民から反対されたらできませんので、福岡県が一括購入して、そしてあそこを土砂

置き場にして、そして盛り土して公園に生かしたというところなんですね。そういういきさつのある場所でございます。

いろいろ国土交通省にも行って調べてきました。国土交通省の筑後川河川事務所の幹部に会いました。あそこの地区は——恐らく答弁でまた出てくると思って先に言いますが、河川敷内ではなかったということなんですよ。もちろん集落のあるところだから、河川敷じゃないんですね。区分として1号地、2号地、3号地にも当てはまらないと。河川法の第24条、第26条にも適用されない地域であると、地図を広げて見てもらったんですが。しかし、福岡県が買い取って、そして今後、維持、管理するために、予算化するのに、河川敷でないとやっぱり予算化できないというようなことじゃろうということ——ちょっとある人から聞いたんですが、そういうことで河川敷に認定したんじゃないだろうかと。福岡県がどうしているかは、その国土交通河川事務所の人もその後はわかりませんということでございました。

そういうことでありますので、難しいとは思いますが、河川敷じゃなかったところを、まだ安全なように高く泥を積み上げて、さらに安全な場所になってるあの公園を、何とか企業誘致の候補地にしたらどうだろうかと。もちろん直接、業者に売るわけにはいきませんし、ですから、まずは市が買い取って、そして誘致しようという案を提案したいんですが、市長、どういふふうに思われます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） もう御存じのように、藤波ダム公園一帯は藤波ダム建設のほうに整備され、河川法で定めるところの河川区域となっており、現在は河川法の規制で建物を建てることはできない状況にあります。今、議員が御指摘されたのは、ダムの建設前の状況を指されてたのではないかなと、こう思いますが、現時点では河川区域であります。

企業誘致の候補地とするならば、市から県に協議を行い、県のほうから国に対して、河川区域から河川区域外に変更していただく手続を行っていただき、この手続が完了した後に当該区域を市が県より購入する、あるいは払い下げを受けてからになります。区域外に変更するためには、その必要性にかかわる理由と手続に相当の時間が必要になってくると思われます。議員御指摘のように、今後我々は企業誘致を図って若者の雇用を図るというのは、大きな施策の中心であります。そういう適地を探すというのは重要なことでありますので、そちらについては、なかなかハードルは高いわけですが、そういう思いは共通したものは持ち合わせているものであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 今までやったことのないことをやるというのがチャレンジですからね、挑戦。これなかったら進歩しませんので、ぜひ、難しいけれどもやってみよう、やる価

値があると。私、この久留米の幹部とも話したんですが、かなり感触はあるようなことなんですよ。県のほうからもちゃんと認めていただいて、国土交通省からも見ていただければ、かなり可能性がありそうなことなんですよ。ですから、ぜひともそういう思いで訴えておるところでございます。

久保田地区に住んでおられた方も、貴重な自分たちの土地を福岡県のために譲ってやろうということで譲ったわけでございますので、うきは市の活性化のために、その土地が有効に使われるということであれば、きっと旧久保田地区におられた方々も喜んでもらえるだろうというふうに思うし、大義名分もあるわけです。しっかりした理由を、ちゃんと理由づけをつくって、計画書をつくって——後で出しますが、特区も通るようなちゃんとした計画書をつくって県に申し入れするということ、それはまずやらないと先に進まないんじゃないだろうかと。それ以外に何かあればいいですけども、あそこ以外にはないんじゃないかということで、そちらはそちらでチャレンジしてみると。また別のところは別のところでやると。別に金はかからないわけですから。そして、そこが可能になったらそこに誘致すると。

その誘致も、そういうブランド水、今言ったように非常にいい水ですね。水質のいい水。これ、早く公的な機関に分析していただいて、そして、それをブランド化するというか、お墨つきをもらおうと。できれば環境大臣に申請して、名水百選に選んでいただくと。それをセールスポイントにして誘致しようじゃないかということ言ってるわけ。うきは市でやれということじゃございません。それを、何かいいところがないと企業は来ませんので、そういうセールスポイントにするやつを持ってくる。また、助成措置なり、いろんな優遇措置も考えて、そしていくと。今、現時点で考えられる企業誘致で一番可能性があるのはこれじゃないかというふうに思うんですね。それかといって、三春地区に来なかったのは、ちょっと条件が違いますからですね。そういうことも考える必要があるんじゃないだろうかとというふうに思ってるわけでございます。

それを呼び水にしたいと、まさに呼び水、呼び水にして誘致したいと。果報は寝て待てということでは、企業は飛び込んでこないと思うんですね。ですから、やはりこちらから積極的にアプローチして、そして企業の魅力のあるものを提示して、そして来てくださいよと。花火も仕掛けをしないときれいに見えませんか、そういう仕掛けをやっていくべきじゃないだろうかとというふうに私は思うわけでございます。積極的な取り組みと申しますか、そういう意欲をもう1回市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に藤波ダム公園そのものの維持管理のあり方については、再三本議会からも指摘を受けている話であります。私も市長に就任させていただいて、この藤波ダム公園のあり方については問題意識を持っていますので、そういう中で議員の御指摘についても頭に

置いて対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） 積極的に、前向きに取り組んでいく考えでございますか。それをお聞きします、後ろ向きじゃ困ります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） あの河川区域を大幅に区域除外にするということは、相当のエネルギーが必要だと思います。なかなか軽々に、はい、わかりましたということにはなりませんけれども、先ほどから言いましたように、公園全体としてのあり方に強い問題意識を持っていますので、そういう中でしっかり対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） そして、公園全体を使う予定はございませんので、公園の一部でも僕は恐らくいいんじゃないかというふうに思っておりますので、その点、頭に入れとっていただきたい。

それから、最後の手段であります、県には、そこを働きかける。県を通じて、県が窓口だそうですから働きかける。

それから、内閣府地域活性化推進室というのが――副市長なんか特に御存じと思うんですが、そこに地域活性化総合特区という制度がございますね。そこに申請し取れたならば、総合特区。今度の安倍内閣も非常に地域活性化、地域の取り組みについては力を入れるといういい流れになっておりますので、地域の資源を最大限に活用した地域活性化の取り組みを期待したいと。やる気のある積極的な自治体を国のほうも待ってるというふうに思うんですね。ですから、自分のところから手を挙げて積極的にアプローチをすると。また、地域の国会議員の先生なんかもおられますので、そういう人たちの力もかりたいと。協力を惜しまないというようなことも言っておりますので、そういう特区の申請についても検討はしていただけるかどうか。検討。すぐ申請というわけじゃございません。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 昨今、各自治体で特区申請して、いろんな取り組みをやられていることは十二分に承知しております。そういうこともしっかり頭に置いて、今、検討をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） 多大な期待をいたしております。よろしくお願ひしたいと。

２つ目の質問に入ります。平成２６年度道の駅うきはの施設整備について質問いたします。

平成１２年４月開店以来１０年以上経過したので、時代の流れや顧客のニーズの変化、競争相

手の近隣道の駅状況などを勘案し、店舗の改装や駐車場整備などを平成23年9月議会より訴えてまいりました。その結果、市長の理解で、徐々にであります但鋭意改善いただき、出荷者やお客様は大変喜ばれております。まだまだ道半ばでありますので、早期完成に多大な期待を込めて質問いたします。

1つ、物産館正面に設置している贈答品のテント売り場については、平成25年9月、1年前の議会の一般質問答弁では、景観にそぐわないので、ぜひ移動させたいという答弁をいただいております。また、12月の議会では、道の駅の経営陣と全体的な計画を、意思疎通を図りながらしっかり対応していきたいということでしたので、全体的な計画を含めた進捗状況と日程計画を伺います。

それから2つ目、近隣道の駅の規模、便器数を調査した結果、道の駅うきはのトイレ施設は、近隣の道の駅に比べ、便器の数から勘案し規模が小さく、改善の必要があると思います。そして、また汚いというか、そういう苦情もあるようでございます。今やトイレは公園や集会場、店舗などの集客の強力な武器になっていると言っても過言でないと。そのくらい注目されつつありますので、清潔で感じがよくみんなに優しい居心地のよいトイレを増設、改造もしくは新設し、道の駅うきはの目玉の1つにつくり上げ、活性化の起爆剤にすることを提案し要望するが、所見を伺いたい。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、道の駅うきはの施設整備について、2点の御質問をいただきました。

1点目が、物産館正面に設置しているテント売り場の移動についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、平成25年9月の議会での一般質問におきまして、テントは、現在、正面に設置されており、道の駅の正面の景観にそぐわないこともあり、移動したいと考えてると、このように回答させていただいたところであります。ことしの6月に開催されました、うきはの里株式会社取締役会におきまして、贈答品のテント売り場の件に関しまして、取締役の方々に議論していただいたところでございます。議論の内容として、テント売り場の最適な位置や、仮にテント売り場を撤去した場合の影響について報告を受けております。テント売り場における贈答品等の売り上げは大きいために、慎重に検討しているところであります。現時点で結論は出ておりませんが、来月10月に開催が予定されております取締役会において引き続き議論していただき、今年度中にテントの移動等ができるように取り組んでまいりたいと予定しております。

2つ目の御質問が、道の駅うきはのトイレについての御質問でございます。

まず初めに、近隣道の駅のトイレの規模について申し上げますと、道の駅久留米が31基、道

の駅原鶴が28基、道の駅小石原が21基、そして道の駅うきはが16基となっております。御存じのとおり道の駅の施設は、物産館は市の所有でございますが、西側の道路管理者整備トイレや観光案内施設棟は、国土交通省の所有となっております。国土交通省所有施設のトイレの数や駐車場台数につきましては、道の駅うきは建設当時の国道の交通量調査に基づいて決められたものでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、道の駅うきはは平成12年の開設から14年が経過していることから、トイレ施設についても老朽化が進んでおり、また、トイレの機能面についても改善が必要であると感じているところでございます。したがって、現在トイレ施設の所有者であります国土交通省に対して、トイレの増改修を要望しているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 大変心強い答弁をいただきました。ありがとうございます。積極的な申し入れをよろしくお願いしたいと思います。

再質問であります。全体的、総合的に検討中ということですが、一般民間企業では、目標期限のない仕事は仕事じゃないというくらい、やっぱり期限、いつまでにどうしますというのを出さないと先に進みませんので、大体いつごろまでに、まずはテントを移設する予定にされているのか。結論はいつごろまでに出して、いつごろまでに工事を完成する、それをお聞きしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） その件に関しましては、副市長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 目標期限のことですけれども、先ほど市長答弁の中でも申し上げたとおり、今年度内を目標に調整を図っていきたいということで動いております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 失礼しました。ちょっと聞き漏らしてました。申しわけございません。

贈答品売り場は売上金額のウエートも高く、いわばドル箱的な店舗でございますので、メイン物産館と近くて、そして客の流れが同じ流れに乗っていくような位置の条件が大事であるというふうに思います。場所の選定を決めるに当たっては、もちろん当然やっтерることだと思いますが、うきはの里株式会社の、一番熟知していると思いますので、意見を重視していただきたいと。26年度末には完成ということでございましたので、そういう位置に関しては、十分熟慮していただきたいということでございます。

企業の製造現場なんかも、物の流れというのが非常に大事にしております。それがいかに効率よくなる工場であるか、工場経営の必要条件でございますので、そういう人の流れというのを、どこにでもいい、あそこのあいてるところに持っていく、どこでもいいというようなことじゃないと思いますので、慎重にお願いしたいというふうに思っておりますが、その点、お尋ねしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御指摘がありましたギフトコーナーの話ですけれども、25年度の売り上げ、道の駅全体が約7億8,000万円。この中で、ギフトのほうで約1億円の売り上げがあるということで、ギフトコーナーは道の駅の売り上げの中で非常にその重要な位置を占めてるということが事実としてございます。

議員が御指摘のとおり、移動するということに当たってもお客さんの動線ですね。つまり駐車場から物販施設も含めた全体の動線の中で、移動に関して具体的にどうするかということを検討していかなければいけないということで、ここを踏まえて道の駅と調整を図っているところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） とにかく道の駅には優秀な社長も、そして出荷組合の役員、優秀な役員もおられますので、十分議論していただいて決めていただきたいというふうに思っております。まずはそこに移設していただいて、その後いろんな手続がまだかかると思いますので、ぜひ、関係機関との調整をいただいた後には、全体建物のバランスとか、それから、テントですから、断熱効果の低いものですから省エネが非常にやりにくいんですね。逃げますから、熱が。それとか消防法なんかにも問題がございますので、そのようなことを考えますと、しっかりした構造物に改造する必要があると思いますので、その点もぜひお願いしておきたいと思います。まずは移設、そして改造と、その点を、御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） テント売り場にかわるしっかりとした構造物という話でしたけれども、その点に関しても検討を行っているということになります。これにつきましては、今後、取締役会の中で議論を行う中で、具体的に検討を深めていくということで考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） そういう改造の方向で検討を深めたいということでしょうか。

それをちょっとつけ加えてもらって。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、諫山議員、改造という話を申されましたけども、今年度、道の駅のメーンの物販施設の中のトイレを撤去して、そして売り場として使うという形で、一部、なるべく使い勝手がいいようにと、お客さんに対しても使い勝手がいいようにという形で改造を進めているということがございます。

それともう一つは、新たに、例えば新築というようなことも含めて、どういう形が一番いいのかということにつきまして、今後、取締役会の中でも議論を深めていくということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） 中の中央にあったトイレ、これはちゃんとやっていただきましたので、スペースもかなり広くなりました。広くなればいいというもんじゃないから、優先度としては、大体あの程度で、あそこの中の整備は、しばらくはいいんじゃないかなと。あとは物産館、テント小屋の改造というのを強く求めておきたいと思います。よろしく願いしたい。

それから、最後ですけれどもトイレの問題、これはいろいろ市長からも答弁いただきました。

近隣の登録の道の駅１６駅のトイレ個数調査によると、２４時間使用可能と——国交省のトイレでございますが、２番目に便器数が少ないと、１６駅のうちですね。しかも汚いということもありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただいてるようでございますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

トイレは単なる排せつ目的だけの場所ではなくて、居心地のよさとか清潔さ芸術——芸術はどうかと思うんですが、の要素などを取り入れ、町の起爆剤にしているということが新聞に載ってありました。例えば、博多駅ビルのアミュプラザ８階のトイレですね。これは大通りに面しまして、男性が用を足してるときに見おろして用が足せると、非常に評判がいいそうなんです。女性用は洗面台から博多のオフィスがよう見渡せると、絶景トイレとして人気だそうです。

そういうことで、トイレも非常に道の駅の売り上げに、まちづくりの起爆剤になるということが言われておりますので、くれぐれもよろしく強力に働きかけをお願いしたいと思います。この件について、もう最後でございますが、もう一回、国土交通省に強く求めていただくかどうかをもう一回、市長にちょっとよろしく願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） トイレについてですけども、先ほど市長の答弁のほうでも申し上げましたが、現在、国土交通省に対して、トイレの改善に関して申し入れを行っているところです。これにつきましては、引き続き粘り強く国土交通省のほうにもお願いする中で、改善に向けて対応を図っていただく動きをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） ありがとうございます。

次に、３番目の大野原地区排水対策について質問いたします。

平成２５年６月議会において、請願第２号総合的な排水対策に関する請願書を出されました。大野原区の山春小学校西側付近の排水問題は長年の課題であり、国道２１０号と北側市道に挟まれ、低い地形でありながら排水溝がないということで、大雨のたびに家屋に浸水したり、長期間雨水がたまり、生活環境を阻害し、農作物にも影響しております。特に毎年、梅雨期は心配で、毎晩安心して眠れない夜が続き、精神的にも肉体的にも極限の生活を強いられている状況でございます。とりわけ平成２４年の豪雨では、床上まで浸水する深刻な事態となり、住民が自費でポンプを買い、そして数日間にわたって排水作業をしたということでございます。

１つ目の質問であります、平成２５年６月議会に請願第２号で大野原地区の排水問題に対する請願書を提出し、総務産業委員会による慎重審査の結果、願意妥当との結論に至り、全会一致で採択がなされました。しかしながら、１年を経過した現在も何の進展も見られない。一刻も早く具体的な検討を開始し、対応すべきではないかと考えるが、進捗状況と所見を伺いたい。

２つ目、国道２１０号の冠水対策も長年の課題でありましたが、地域周辺を含めた排水系統の現地調査の基本設計まで国交省で管理し、平成２５年度下半期に工事に着手するとの正式回答を住環境建設課よりいただいております——口頭であります。国交省と連絡をとりながら、早急に改善することを強く求めますので、成り行き並びに見解を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、大野原地区排水対策について、２つの御質問をいただきました。１点目、２点目につきましては、関連がございますので、あわせて回答させていただきます。

大野原地区の排水問題でございますが、雨水排水の排水経路がなく、豪雨時には住宅への浸水が発生していること、また排水できずたまった雨水に生活排水が流入し不衛生な状態にあることは、市といたしましても、現地調査等を行い、十分に認識しているところでございます。このような状況の中で、地元の意向として下水道工事を優先して実施するよう要望がありましたので、市としましては、当該地区において優先的に下水道工事を実施し、ことしの３月３１日に供用を開始いたしております。

また、該当地区の雨水の流れ込みは国道からも発生していることから、市より国土交通省福岡国道事務所に対して改善の申し入れを行い、その結果、国道沿いの側溝、集水ますの清掃や路面排水を処理するための側溝ぶた——俗に言うグレーチングの改修が実施されております。

また、現在、道路冠水対策に関してコンサルタントに委託し、調査検討が行われたところであります。国土交通省福岡国道事務所によりますと、引き続き冠水被害を軽減するため、国道210号沿いの側溝の改修を出水時期明けに行うとともに、今後とも段階的に整備を進めていくと、このように聞いております。

なお、大野原国本地区の冠水問題につきましては、国道210号のみではなく、流末となる排水先の水路、さらには、その先の河川を含めた抜本的な対策が必要とされておりますので、本市におきましても、河川管理者の福岡県に河川改修の要望を行っているところであります。

また、毎年、国道210号改良促進期成会において実施している国土交通省に対しての要望活動においては、昨年より、国道210号大野原・国本地区道路排水改良に関する事項も新たに追加しております。

今後とも関係機関に対し強く要望を行い、排水問題の解決を図っていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 請願は、国民の基本的権利の1つでありまして保障されております。住民自治の立場からも、住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映されるものであり、重く受けとめるべきであると。にもかかわらず、1年たっても検討してますと。検討してます、その程度の答弁では、やる気がないというふうにとってもしょうがないんじゃないだろうか。まだ構想図ぐらいしかできてないと。そして、考えられないんですが、下流の河川まで改造しなきゃ、あの地区の排水ができないというような、そういう考え方でいいんですかね。そこら辺、お聞きしますがね。じゃあ、どのくらいの雨量で計算してるのかと。それを40年か50年に1回あるかないかのような1時間に100ミリも150ミリも降るような雨量で計算しているのか、そこら辺もお聞きしたい。

そして総合的に申しますが、国土交通省の管轄は国土交通省でやってもらわなきゃいけない。市としては、やっぱりあの地区をちゃんと排水ができるような排水設備をしなきゃいけないと思うんです。あれができなきゃ、国土交通省の工事ができなきゃ、こちらを進められないとか、それは理屈に合わないと思いますよ。住民の安心・安全、快適な生活基盤を整備すること、これは市総合計画にも載っておりますが、それがなされてないと。その点、市長、どのようにお考えですか。それと雨量の関係。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御要望に応じて下水道事業を特別にやって、ことしの3月31日

の供用開始に持っていました。相当な努力をしたと思っております。

全体的な話については、担当の住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 大野原、それから国本の排水の問題でございます。

これはもう、合併以前から長い間の課題ということで、これまで解決に至っていない問題でございます。そういうことで、市としましては陳情、要望あった段階で国のほうにも強く訴えをしてきまして、これまで国道事務所との何回もの協議をやってきたところでございます。国土交通省が実施しました——コンサルスのほうに出して調査設計をしました流量の計算等もやっております。先ほど議員が申し上げました流量の算出の関係ですね。これにつきましては（「大野原地区のあれですよ。大野原地区のほうですよ。国交省の関係じゃなくて」と呼ぶ者あり）それで、道路土工要綱というのがございます。その中で、路面排水工等に用いる標準降雨強度——これは3年間の確率で10分間降雨強度を示すものでございます。この表からいきますと、福岡県につきましては1時間当たり110ミリと、こういった降雨強度の値を利用しております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 田籠地区で平成7年からあそこに雨量計をつけておりますが、平成7年4月に1時間に78ミリだそうです。それから、平成20年の数十年に1回起きるか起きないかの雨量で78ミリなんですね、の記録があります。

それから、御参考にしてもらいたいんですが、久留米市の設計基準では64.2ミリだそうです。しかも、あそこは畑が多いし植木もあると。そうしますと、地下に浸透するわけです。その浸透率も考えますと、50%から60%ぐらいが浸透するような値が出るはずなんですね。100とか150ミリのとてつもない数字を上げて、そしてできない、できないという理由は、僕は成り立たないと。もうちょっとやれる方法を、何ミリまでだったらいけますよと。地域の方は、もう、パーフェクトな排水溝は望んでおりません。普通の雷雨のときとか、そういうときでもたまって排水できないようなところは、そういう対応をしていただきたいと、そういうぜいたくなことを言ってるんじゃないんですよ。ですから、雨量何ミリまでだったらできますよ。何ミリ以上だったら下のほうの河川の改修も必要になってきますよと、そういうやれる方法を考えていただきたいというのが1つ。

それから、もう一つは、市長御存じと思いますが、耳納山麓に水を送るために夜明ダムからトンネルを通して、そこの大野原地区の西側に落としてる。そこにため池がある。それから耳納山麓に流すんですが、そこに流させてもらえれば、住環境建設課長が言うように150ミリの雨が降ったような場合、異常事態が起きたときは、向こうで、遠隔操作で水量制限できるわけですよ。水量制限してもらって、そこに流させてもらえば可能であるわけですね。そういうことも考

えられるわけだから、そういう点ではどうお考えでしょうか。64.2ミリの久留米市の設計基準なり。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 雨の流量計算につきましては、先ほど申し上げましたように、土工要綱によりまして、福岡県の場合が1時間当たり110ミリということが決まっておりますので、そういうことで計算をしております。

それから、流出係数の決定におきましても、路面の場合が0.8、宅地が0.5、畑等が0.2、こういった値で、集水面積等もそれぞれ計測して、大体どれくらいの流水量があるかといったような調査を実施しておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 規定はそういうことかもしれませんが、一応、久留米の数字も参考にさせていただきたいと。あそこが、それこそ洪水が起きて困っているようなこともないようですから、一応これで基準算定しているというようなこともお聞きしておりますので、お願いしたいということと。

それから、最小限の設備をしていただきたいというのが地域の願いなんですよね。今度、自治協議会も立ち上がりました。それで、みんなで協力し合おうじゃないかというのも、うちの会長からも温かい言葉をいただいております。そういうのをスムーズに自治協議会が進めるためにも、市役所がやらないかんことは市役所でやっていただくと。地域でやらないかんことは地域でやりますと、話し合いもしますと、下のほうの住民との話し合いもしますということできたいというふうに思いますので、とにかく最小限やれる範囲内の排水溝を切にお願いを申し上げます。そういうことで、最後に。

それから、下水の話をしょっちゅう言いますが、わずかに半年ぐらい早くしてもらえただけです。それは当然やるべきことを半年やっていただいただけで、それで全面的に解決する問題ではございません。雨水は下水では流せないんだから。下水で流せばいいですよ。流されないんだから。それは理由にならない。

以上で、一言だけ時間が来ましたので答弁願います。市長からお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 基本的にこの地域——先ほど答弁をさせていただいていますが、豪雨時に住宅への浸水が発生してることも承知してますし、あるいは地元の皆さんのほうから、生活排水が流入して不衛生な状態であるということも十二分に聞いております。そういう中で、段階

を追って、この地域の整備を図っているところであります。まずは下水道工事をやらせていただきました。そして今、国道２１０号の側溝の改修についても、大きな１つの原因でありますので、そちらについても、国土交通省のほうが前向きにやっております。そういうふうな段階を踏んで、当該地区のこの課題について対応させていただいてますので、そういうところはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（１０番 諫山 茂樹君） 早急をお願いします。以上で、私の質問は終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、１０番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。１１時１５分より再開します。

再開後、直ちに議案質疑を行います。

午前11時01分休憩

午前11時14分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

ここで、議会初日に報告がありました報告第８号専決処分の報告についての三園議員からの質疑に対しまして、住環境建設課長から答弁の申し出がございましたので、これを許可します。

住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議会初日に審議をいただきました損害賠償の専決処分に関しまして、三園議員より質問がありました件について回答をいたします。

国道に布設をされている下水道施設に関連する道路維持管理は、どこが対応しておるのかとの御質問でございました。市が国道に下水道管等を整備する場合、道路法許可準則によりまして、市が占有している以上、占有部分においては市が管理しており、道路に異常があった場合には市が修繕工事を実施しておるところでございます。県道につきましても同様でございます。

以上です。

日程第２．議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第２、議案質疑を行います。

議案第６０号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の８ページをお開き願います。

議案第６０号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、まず最初に２１ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうの第３６条の中で、一応記載しているのが、「第２４条から第２４条まで」というふうになっております。これの後の「第２４条」を「第２６条」に訂正をお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

この条例の制定の理由につきましては、平成２７年４月から開始予定の子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等が創設されまして、これにつきましては、市町村の認可事業と位置づけられております。また、その基準については、児童福祉法第３４条の１６第１項により、条例で基準を定めなければならないとされています。事業の区分は、認可定員５人以下の家庭的保育事業、認可定員６人以上から１９人以下の小規模保育事業、子供の居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業、主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供する事業所内保育事業に分類されます。この事業の認可を行うため、これらの施設、事業の設備及び運営の基準を定めたく、本条例を制定するものでございます。

次に、条例の章及び節の構成についてということで、この分は、基準省令家庭的保育事業の４つの事業に共通の基準を第１章の総則に規定いたしまして、以下、各事業に固有の基準を第２章から第５章まで順に規定しております。この条例も、これと同様の構成というふうになっております。

次が条例の内容ということになってきます。

第１条のほうで趣旨、第２条のほうで定義、第３条のほうで最低基準の目的ということで、本条では最低基準の目的を規定していますが、第２項では、この事業が市町村の認可事業と位置づけられるため、このような規定というふうになっております。

第４条です。本条では、事業者は最低基準を超え、常に設備及び運営を向上させなければならず、最低基準を理由に設備、運営を低下させてはならないことを規定しております。第３項では、市長は児童の保護者、児童福祉に係る当事者の意見を聞き、事業者に最低基準を超えた設備、運営の向上を勧告できるというふうに規定しているところでございます。

次、第５条から第２１条までの規定は、家庭的保育事業者等に共通の基準を定めるものでございます。

ここで、家庭的保育事業者等に求める一般原則を第５条に、連携施設、保育の内容に関する支援や代替保育の提供を行い、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の教育、保育の受け皿となる認定こども園、幼稚園または保育所の確保を第６条で規定いたしております。

なお、居宅訪問型保育事業につきましては、利用乳幼児の居宅において保育を行うという事業

の特性から、食事の提供と本章中の一部の基準の適用除外がされていますので、第6条括弧書きの中で、除くというふうに規定をいたしているところでございます。

第7条では非常災害対策、それぞれ第21条まで定めているところでございます。

第2章の家庭的保育事業第22条から第26条、この第2章は、家庭的保育事業に固有の基準を定めるものでございます。内容は基準省令のとおりとしております。

ここで、家庭的保育事業を行う場所の要件を第22条に、配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することができる乳幼児数を第23条に、保育時間の基準を第24条に、保育の内容の基準を第25条、保護者との連絡を第26条に定めております。

次に、第3章小規模保育事業、第27条から第36条の関係でございます。第3章は、小規模保育事業に固有の基準を定めるものでございます。

第27条ですが、小規模保育事業者は、保育所分園に近い類型A型、家庭的保育に近い類型C型、その中の中間的な類型B型の3類型に区分されており、第3章では、3類型の特性に応じ、それぞれの固有の基準が定められております。各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡について基準が定められています。C型については、これらのほかに家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定が定められているところでございます。なお第30条、第32条、第36条は、準用規定というふうになっております。

第4章、居宅訪問型保育事業、第37条から第41条でございます。第4章は、居宅訪問型保育事業に固有の基準を定めるものでございます。

ここでは、居宅訪問型保育事業者に特徴的な基準として、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容を第37条で、事業の設備及び備品の基準を第38条で、保育者1人が保育できる乳幼児数を第39条で、居宅訪問型保育連携施設の確保を第40条に定めるほか、家庭的保育事業の基準の準用により、保育時間、保育内容、保護者との連携に関する基準を第41条で定めております。

次に、第5章、事業所内保育事業、第42条から第48条でございます。第5章は、事業所内保育事業に固有の基準を定めるものでございます。

事業所内保育事業は、事業所を設置する企業等の従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子供の定員枠を設定しなければならないとする規定が置かれております。これが第42条に規定されております。

このほかに、事業所内保育事業については、同事業は利用定員についての上限、下限が定められてないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められているという特徴があります。

すなわち、利用定員が20人以上の場合については、保育所と同様の事業規模になるため、保育所の整合性を考慮した基準が第43条から第46条に定められております。

利用定員が19人以下の場合、小規模型事業所内保育事業については、小規模保育事業A型、B型との整合性を考慮した基準、第47条、第48条が定められております。

保育所型事業所内保育事業と小規模型事業所内保育事業の基準の内容としては、他の事業と同様、それぞれの事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携に関する基準が定められていますが、保育所型事業所内保育事業については、これらの基準のほかに、その事業規模の特性から、連携施設の特例、保育内容に関する支援や代替保育の提供を受けるための連携施設の確保を不要とすることや、保育の提供終了後の受け皿となる連携施設の確保は不要とすることが第45条で定められております。

一応、附則のほう、第1条、施行期日が、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からといたしております。

あと第2条、第3条、第4条、第5条に関しましては、全員協議会のほうに解説書ということで提示しておりますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 議案の第60号から第61号、一通り目を通しましたけども、なかなかこれ、読むだけでも疲れ果てます。できればもう、3つの議案を一括処理したほうがいいんじゃないかというふうに、正直な思いです。

今、説明がございましたけども、いずれ厚生文教常任委員会のほうに付託されるであろうというふうに思いますので、専門的にやっていただければ結構だと思います。その上で、何点か基本的なことについてお伺いしたいと思います。

わかりやすいということで、なるほどブックのほうを見ながら一通り目を通しましたけども、よく理解できません。まず、新しい制度として、子ども・子育て支援ということで基準が法律に基づいて定められております。この事業については、消費税の10%になった際の増収分から7,000億円をこれに充てるということが2ページに早速出てきております。

そこでお伺いしたいんですけども、まず、うきは市の待機児童はゼロということで、るるこで答弁をいただいております。しかしながら、それは現行規制の中でゼロということでございますが、実態は本当にそういう規制的な規定を除いてどのくらいいらっしゃるのか、現在がですね。その把握してる数をまず知りたいというふうに思っております。

それから改正の1つは、地域型保育というのが新たに市町村の認可事業として出てきておりますし、その基準がここでも示されているところであります。こういうゼロ歳児から2歳児を対象とする事業であります、現実的には必要だというふうに、ありがたい制度だと思っております。今のところ、うきは市内でこういう事業をやってみたいというような要望的なものが現実あるのかどうか、その辺を把握しておきたいと思います。

それから、この計画は5年間を計画期間とするということですので、施行から5年後に実質的な動きになろうというふうに思っております。そこで、うきは市の今回、元自動車学校跡に、いよいよ民間の保育所建設が始まろうといたしております。そういうことで統廃合が実施されます。国のほうは——ほかの自治体もそうですけども民営化、これはもう国のほうがそれを進めてます。小泉内閣の三位一体改革の中で、その方針が具体的、事実上示されておまして、民営化のほうに走っております。うきは市というのは、この5年間の計画策定ということになります。今後どのように少子化を含めて、この保育行政というものをどう方向性を考えているのか、民営化も含めて、そのあたりの考え方をお伺いしたいというふうに思いますし、この制度によってどういうふうに現状と変わっていくのか、なかなか読み取れない複雑な状況のようでございますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

最後に、この制度は介護保険制度、これを参考にした制度というふうにお聞きしておりますが、その点を最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） まず、1点目の待機児童のほうはどうなってるのかというふうな御質問でございます。

一応待機児童というのが、今のところ、うきは市のほうではゼロということでございます。つまり今、保育所のほう、正規職員と嘱託職員の関係、保育士の人数が限られております。そういう中での受け入れ体制というのがありまして、厳しい目での保育に欠ける児童さん等を——大体今、多いのが未満児の方ですね、3歳未満児の方の保育が多くなっております。そういう関係上、正規保育士と嘱託保育士の人数関係が出てきますもんですから、どうしても受け入れられないということで、その受け入れられないのが、厳しく選定いたしまして、保育に欠けないお子さんという方が大体30名程度ぐらいいらっしゃるのではないだろうかというふうなことを担当のほうから聞いているところでございます。それで、実質的に待機児童というのを市のほうとしてはゼロというふうで捉えておりますので、以上、報告させていただきます。

また、この地域型家庭的保育事業とのこの関係で地元のほうから要望があっているのかと。今のところ、この分は27年4月から施行されますもんですから、その前にこういうふうな基準を定めておかないと、周知期間、それと申し込み関係等がありますもんですから、条例を9月の議

会に上程しているということでございますので、まだそういうふうな要望等は、現在のところではあっていないような状況でございます。

介護保険の制度に準じてというふうなことでございます。この分が施設型給付ということで、そういう関係で、施設型給付のほうでは、大体、本来は利用児童の保護者のほうに給付されるべきものが、法定代理ということで施設のほうに直接給付して、直接保育に係る児童にお金が行くようにという制度でございますので、介護保険の関係とは、そういうふうな給付関係、この分が同じような形になるというふうに理解しております。

それと民営化、少子化を含めてどのように考えてるかということでございます。やはり今、将来的にうきは市の子供さんの需要というのがゼロ歳児、大体3歳未満児の方の需要が、共働きの世帯が多くなって需要が多くなっております。そういう関係上で、やっぱりうちのほうの保育所のほうも、公立及び民間含めてそういう対応をしていかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。もう、将来的に、先ほど言われましたように、国のほうの補助が、公立の場合は地方交付税という形で交付されてきますが、民間の場合は直接、保育所運営費という形で補助されてきます。そういうことで、やはり財政的な面を見ますと、民営化というふうに進んでいかざるを得ないんじゃないだろうかと。市の財政の面から考えますと、そういうふうにご考えておるところでございます。そういうことで、3歳未満児、特にゼロ歳児の方を受け入れるという関係で、そういうふうな対応をする施設を今後つくっていかなければならないということ、担当を含めて考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。

あと、1つは、まずこの条文ですね、条文。これが全て国の示す基準どおりでございまして、もう、質問のしようがありません。これは国の示す基準どおりで、それぞれ特色のある自治体も、これで問題ないという結論に達して全て国の基準だというふうに思うんですが、その点はいかがでございましょう。やはり、内容によっては、うきは独自のものもあるべきかなというふうな思いもするんですが、そこのあたりは詳細に検討に至ってはおりません。

それからもう一つは、5年間の計画期間ということでございます。既に子ども・子育ての計画書の策定はもう始まっていたんですかね。去年の改正、ございましたですね。それで、こういう計画はこれを踏まえての計画策定の委員会なのか、また新たに計画委員会を起こして、どういうメンバーでやるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） この分は、市独自の考え方をこの条例の中に入れてるのかとい

う御質問でございます。この条例が9月議会のほうで上程しなくてはならないということで、市のほうの考えを入れる時間ありませんでしたから、そのままの基準でこちらのほうに上程をさせていただいております。

それで、次の計画策定のスケジュールということで、昨年度から子供さんの保育所に入所する利用数の関係を昨年からアンケート調査をいたしまして、じゃあ、保育所を希望するのか、幼稚園のほうを希望するのかと、そういう利用数をアンケート調査でどのくらいあるかということで、その定員——その利用数によって待機児童をなくすという観点からやっぱり保育所等の利用定員等が定められてきますから、そういう関係でアンケート調査して、そのスケジュール。その計画を、そういうことに基づいて、計画が大体、今年、平成26年ですね、12月から来年の1月までに計画が策定されてまいります。そして、その計画に基づいての施行が来年の27年4月1日からというスケジュールで出てくるというふうに思っております。

メンバーのほうは、うきは市子ども・子育て会議の委員ということで16名の方であります。民生委員さん代表の方、小学校校長代表の方、幼稚園代表の方、教育委員会代表の方、学童保育代表の方、子育てグループ代表の方、また、うきは市保育協会代表の方ですね。子育て支援センター代表の方と事業主代表の方、それと、公募による委員さんで5名の方がいらっしゃいます。合わせて16名ということでやっております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。

1つは、その今、16人のメンバーの方ですね。これだけ複雑な条例ですから、計画策定に専門的な方はどういう方がいらっしゃるんでしょう。それぞれの代表ということで、今、お聞きしましたが、それが1点と。

もう一つは、国が進めようとする、いわゆる認定こども園——幼保一体型ですね。平成18年からスタートしているということで、うきは市には遊林愛児園が1カ所あるかというふうに思います。これは新聞報道によると、認定の取り下げが増加しているという記事が最近の西日本新聞には出ておりました。その辺は、この新しい制度との関係でどうなるか定かではありませんけども、どういうふうな認識をされているのか。国は進めようとして、実態は取り下げという現実があるようでございますが、その辺、所長として御検討なさったことがあるのかどうか、その実情についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） こういうふうな条例関係の審議をする方が、子ども・子育て会議の中のメンバーにいらっしゃるのかということでございます。この会議、今年度5回、もう既に2回終わっております。また、今度は10月に会議をいたします。それで、担当のほうでこう

いうふうな条例改正、条例の内容ですよということを詳しく説明をいたしまして、その中で意見等を出していただいて、よりよいものにしていきたいというふうに思っております。

また、認定こども園、認可を受けて取り下げというふうな関係が出てきております。うきは市のほうの該当保育園というのが、市立の場合は遊林愛児園、それと御幸保育園、幼稚園の場合で吉井幼稚園があります。そういうことで、6月に意向調査ということでしております。遊林愛児園のほうは、幼保連携一体型の認定こども園のほうに移行すると。一体的に施設型給付を受けるというふうなことをされております。御幸保育園のほうは、そのままの施設型給付のほうで、保育所そのまま移行ということで、市のほうから委託料を支払うと。幼稚園のほうは、どちらがいいのかと。経営的に見て、どちらが便利がいいのかということを考慮されて、今のままでいかれるというふうなことをされております。

また、事業所内保育事業、うきは市には3カ所あります。こころホスピタルと筑後川温泉病院と岩光のヤクルト販売店のほうにあります。こちらのほうも移行しないということを言われているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の28ページをお開き願います。

議案第61号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成26年9月4日。うきは市長高木典雄。

この条例の制定の理由につきましては、平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度では、市町村は、施設型給付や地域型保育給付の対象となることを希望する特定教育保育施設、つまり施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園及び保育園及び特定地域型保育事業者、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、居宅訪問型保育事業者及び事業所内保育事業者について、施設事業者の申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付を支払うこととなります。この確認を行うため、これらの施設、事業の運営の基準を定めたく、本条例を制定するものでございます。

条例の章及び節の構成につきましては、この条例の章及び節の構成は基準布令のとおり、趣旨、

定義、一般原則を定め、総則を第1章といたしております。第2章では特定教育・保育施設の基準を、第3章では特定地域型保育事業の基準を規定しております。さらに第2章と第3章については、それぞれ利用定員基準、運営基準、特例給付に関する基準という3節を設ける構成といたしております。

全員協議会のほうで議員の皆様にはある程度、解説書ということでお配りしております。その中で、特にこの分が必要だろうということ、つまり第35条と第36条の関係を説明いたしております。この分は、地域に認定区分に対応する施設がない場合に、こういうふうな特例施設型給付に関するものを定めるものでございます。これで、第35条と第36条というふうなことで定めています。

説明いたしますと、この節は、特例施設型給付の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めるものでございます。ここで特別利用保育とは——皆様のほうにはなるほどブックのほうで認定区分というのがおわかりだろうと思います、1号認定区分を法第19条第1項第1号に掲げる3歳以上で保育認定の対象とならない子供さんを言います——に対して、保育所から提供される保育のことを言い、特別利用教育とは2号認定子ども——3歳以上で、保育認定の対象となる子供を言いまして、この子供さんに対しまして、幼稚園から提供される教育のことを言います。

基準の具体的内容といたしましては、特別利用保育に関する基準といたしまして、第35条第1項では、保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことを定めております。第35条第2項に、特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に施設を利用している2号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員を超えないことを定めております。第35条第3項に、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、第2章の規定を適用するというふうなことが定められております。

次に、特別利用教育に関する基準といたしまして、第36条第1項に、幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならないことを定められております。第36条第2項に、特別利用教育に係る2号認定子どもと、現に施設を利用している1号認定子どもの総数は、1号認定子どもについて定められた利用定員を超えないことが定められております。第36条第3項に、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、第2章の規定を適用ということが定められております。

次に、また例外規定といたしまして、第3章第3節、第51条と第52条の関係になってまいります。この節は、特例地域型保育給付の支給の対象となる特別利用地域型保育1号認定子どもに対し提供される特定地域型保育及び特定利用地域型保育2号認定子どもに対して提供される特

定地域型保育に関する基準を定めるもので、内容は基準布令のとおりといたしております。

基準の具体的な内容といたしまして、特別利用地域型保育に関する基準といたしまして、特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことが第51条第1項で規定されております。

次に、特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないことを第51条第2項で規定いたしております。

次に、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとし、第3章の規定を適用することを第51条第3項で規定いたしております。特定利用地域型保育に関する基準といたしまして、特定地域型保育事業者が、2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことが第52条第1項で規定されております。

次に、特定利用地域型保育に係る2号認定子どもと、現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないことが第52条第2項で規定されております。

次に、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には、特定利用地域型保育を含むものとして、第3章の規定を適用することを第52条第3項に規定いたしております。

49ページにあります附則で、施行期日、第1条、この条例は法の施行の日から施行するということで、あと、第2条から第5条までは、皆様の解説書の中で説明いたしておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点、ちょっと確認の意味でお尋ねをします。

これは、なるほどブックの7ページと8ページにあります。下のほうに、新制度の利用に係る保育料、これは下の新制度の云々については、今後、国が定める基準を上限として、市町村が実際の状況に応じて定めるということになってますが、保育料の負担がどう変わろうとしているのか。

それから、右側の契約——事業者との施設契約になりますが、これはこのまま変わらないんでしょうか。もう、事業者に個人が、利用者が契約して、そして支払いも今まで同様だということとでございましょうか。その2点についてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 保育料の負担がどういうふうになるかということでございます。

今、国のほうが、保育料等の算定基準を徐々に提示しているところでございます。それで、大體担当のほうとして変わらないだろうというふうに思っているんですけど、その辺のところは、まだ不確かでございますので、徐々にその分の利用料なり、もとの運営費といいますか、公定価格ということになりますか、そういう分が提供され次第、議員の皆様にはお知らせしたいと思っております。

次に、この契約関係等、公立——市立のほうですかね、こちらは、市のほうが利用の保護者と直接契約するという形になっております。この内容として、ただ変わってくるのが、制度として変わってくるのはそんなにないと思います。ただ、お金の流れというんですかね、今まで運営費というふうで流れていたのが、消費税の財源を確保するということで施設型給付という形になってまいりますので、そういう面で変わってくるというふうなことで理解をいたしておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この保護者の負担、所得に応じた支払いが基本になりますということで、変わらないであろうという答弁でございました。

少子化で子供が非常に宝と言われながら、ここに、先ほど申し上げましたけども、毎年7,000億円を投ずるということであって、やっぱりこれが何も変わらないということなのか、私はこれは下がって、非常に子育てがしやすい状況をつくり上げる今度の制度改革も含んであると思うんですが、何も変わらないということでは何が変わるんですかね。これだけ複雑な基準を定めておりますから、そこにお金を費やすということなのか、やはり保護者の負担、そういうものを軽減することについては全く考えは及んでいないということなのか。

それから、さっきここで見りますと、支払いとか契約の関係ですね。認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育、これは、利用者は施設事業者と契約、そして保育料を施設事業者へ支払います。公立保育所の場合は市町村。下のほうは、市立の場合は市町村と契約して保育料を市町村へ支払いますということが今までと同じでしょうかということをお聞きしたいわけであります。いま一度、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 消費税の7,000億円を投入して、どういうふうになるかということだろうと思います。

国のほうの目安というのが、待機児童の解消という形になってまいります。その解消をするためにはこういうふうな、こちらの都会のほうになってきますと、幼稚園等が、利用者が少ないということで施設があいてる場合には、その中でも保育をしていただこうと。そういうふうな待機児童の解消につなげていっていただこうという形で、一体的な施設給付を行うと。そうすると、

またそれに伴いまして職員、やっぱりそれぞれの保育士の方の雇用関係が出てくるだろうと思います。そういう雇用関係等が出てきますもんですから、そういうところに投入していったって、そういう受け皿をつくっていかうというふうな関係がこの分に出てきているんじゃないだろうかと思っております。

それと、実質的には、今、遊林愛児園がしております認定こども園、これ、保育所型の認定こども園でございます。この分は、保育料は直接、遊林愛児園のほうがいただいております。そして、運営費ということで委託料をこちらのほうに出しているということでございます。そうすると、これがどういうふうになるか。今まで保育料としていた分を、そのまま保護者の方から保育料をいただいて、そして、本来はこの施設型給付というのが保護者のほうに給付されるんですけど、法定代理受納ということで、その関係で施設のほうに直接、子供さんの保育に直接行き渡るようにということで施設のほうに給付されると——お金がですね、給付されるという形になります。

そうすると市立の保育園、御幸保育園のほうをちょっと事例で出しますと、今までは保育料と運営費、保育料は市のほうが徴収いたしております。それもまたこれに書いてありますように、保育料は同じような形で市のほうに支払うと。また、契約も市のほうと契約。契約の関係が、この市立保育園の場合は、契約関係等はそんなに変わらないと思います。ただ、認定こども園になった場合、こちらに書いてあるように、施設なり事業者と契約というふうな形になってくると、そういう点が変わってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案第62号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成26年9月4日。うきは市長高木典雄。

条例の制定の理由についてでございます。

現在、国の学童保育制度は、国や地方自治体の公的責任が曖昧で、市町村には利用促進の努力義務のみ、しかも学校や幼稚園、保育所や、その他の児童福祉施設のような施設や職員などの最低基準が決められていませんでした。平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法により

改正された児童福祉法第34条の8の2において、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令を踏まえて条例で基準を定めることとされたことから、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたく、本条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしまして、第1条に趣旨、第2条に定義、第3条に最低基準の目的等、第4条に最低基準と放課後児童健全育成事業者ということで、第1項では最低基準の向上の規定を定めております。第3項では、市長は児童の保護者、児童福祉に係る当事者の意見を聞き、最低基準を超える設備、運営を改善するよう勧告することができるという規定を定めております。

次に、第5条から第21条でございます。この規定は、改正法の法第34条8の2により条例に委任されてる基準を定めるものでございます。第5条では、放課後児童健全育成事業に求められる一般原則を定めているものでございます。

次に、第9条、設備の基準といたしまして、第9条では、事業所の設備基準として、第1項に遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないことをこの項で規定いたしております。第2項で専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65平米以上でなければならないことを規定いたしております。第3項と第4項では、専用区画は衛生、安全が確保されたものでなければならず、事業所の開所時間等を、随時事業を利用する児童が占用できるものでなければならないことを規定いたしております。

次に、第10条の職員の関係、第10条では職員の配置基準及びその資格要件として、第1項では、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと、第2項と第4項で、放課後児童支援員の数は、おおむね40人を1の単位とする支援の単位ごとに2人、専従として、うち1人は放課後児童支援員ではなく補助者でも可とすることを定めております。第3項では、放課後児童支援員は一定の資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないことをうたっております。第5項では、利用者が20人未満の小規模事業所にあつては、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、放課後児童支援員1人を除き、専従職員でなくても可とすることを定めております。

次に、第18条、開所時間及び日数ということで、事業所の開所時間及び日数の基準といたしまして、開所時間及び日数は、事業者が保護者の就労状況や地域の実情を考慮し、事業所ごとに定めることと。開所時間は、小学校の休業日は1日8時間、休業日以外の日は1日3時間を原則とすると。開所日数は、1年につき250日以上を原則とすることを定めております。なお、開所時間及び日数は、地域の実情に応じ、そのあり方を考えるべきものとされております。

附則で施行日でございます。第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子ども

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行すると。第2条、第3条については、皆様のほうに解説書をお渡ししておりますので、そちらのほうを御一読いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今までは、放課後児童の健全育成に関するところの施設に対する基準がなかったけれど、今度できるということでありましてけれども、現在9の学童保育所がうきは市内にあるわけですね。これらの学童保育所については、この条例が施行された場合、基準、そういうものが満たされてるかどうかということですね。

それから附則の第2条で、施行日から当分の間、第9条第2項の規定は適用しないって、この当分の間というのはどの程度を指してるのか。

それから、次の第3条の第2項でも同じです。

第10条第4項の規定については、適用しないことができるということですが、これは施行日から当分の間としてあるが、どの程度、これの適用を除外できる学童保育所があるのかどうか、その点について回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） ちょっと後先になりますけど、当分の間ということは、条例で示すところの当分の間は、子ども・子育て支援計画が5カ年計画であることから、大体5カ年程度ということ想定いたしているところでございます。

基準の関係、満たされているのかどうかというのは、昨日の岩淵議員の一般質問の中でも市長のほうから答弁をされております。その中で、施設の面積の関係は、全体的な施設の面積から算出して、8カ所のうち3カ所は基準を下回っているというようなことがきのうの答弁の中で出ております。

あと、基準は、職員の基準、今のガイドラインに沿って大体満たされているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、満たされているということでありましてけれども、うきは市の場合は、放課後児童健全育成事業者というのが決められてなかったと思いますよ。今までは保護者会ということですね。

それともう一つは、満たされているということですが、この第10条に職員の基準が決められ

てあるわけ。第2項では、放課後児童支援員の数はいく人以上とするとか、それから支援員の要件が決められたり、補助員が決められてありますが、こういうものは満たされてるわけですか。うきはの学童保育所9カ所の中でですよ。もし満たされてないということになりますと、適用除外になってありませんから、第9条の第2項、面積は適用除外ですよ、当分の間は。それから、第10条の第3項ですね。学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者とか、これらの規定については、適用除外に当分の間するということでもありますから幸いですけれども、もろもろの職員の基準が満たされてないということになりますと、場合によっては、学童保育をやめなきゃならんというような事業所も出てくるおそれがありますが、これらについてはどうなっておりますか。お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） ここに資料がありますけど、職員の資格の関係、吉井学童のほうには、保育士または幼稚園教諭の資格を持ってある方が4名いらっしゃいまして、2年以上の従事者2名、それと資格なしが1名と。あとのところの千年学童の方は、2年以上の従事者が5名、資格なしが1名と。それで、資格を持ってらっしゃらない方も、従事年数はありますが、資格を持ってらっしゃらない方もいらっしゃいますから、こういうふうな適用除外規定を設けているところでございます。全部データがありますけど、一部を御報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） じゃあ、1点だけお尋ねをさせていただきます。

この基準の制定によって、いわゆるうきは市のこの要綱集ですけども、うきは市放課後児童健全育成事業実施要綱というのが告示第23号で出ております。この第2条では、この事業を行うために、各小学校区ごとに必要に応じて学童保育所を開設するという1つの区域の縛りがあります。お聞きしますと、大石小学校内にも新たに——もう何年にもなりますけども、できております。児童数も相当少ない減少傾向をたどっているようでありますが。

お尋ねしたいのは、これだけに限らず、この基準の制定によって、この要綱の見直しあたりも当然目を通されていると思うんですけども、その辺は改正すべき点がございしますか。その点をお伺いしておきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 要綱のほうの関係ですね。大体こちらのほうが、条例では40人をめどと。要綱のほうでは35人ですかね、そういう関係があるのはちょっと合わないところが出てきております。そういう関係で、これを改正するのかどうかというのは担当のほうと話しています。実質的にこの分が施行されるのが来年の4月1日からでございますので、そのこと、どういうふうな方向性を出すかというのは担当のほうと協議して、この点の整合性を図っ

ていきたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 7 番、江藤議員。

○議員（7 番 江藤 芳光君） その上で、要綱の見直しをぜひお願いしたい部分もあるんですが、いわゆるこの児童、少子化ですよね。これだけ児童が少ないのに、今までの枠、制限を続ける必要もなかろうと思うんですよ。もう保育所の統合も現実として進めていかなければならない。そういう状況の中において、そういうものをできるだけ有効に、いいものにしていくための措置を場合によっては図る必要があるというふうに思いますので、その点もひとつ御検討方よろしくお願いをしておきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 要望でいいですか。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今の意見等を踏まえさせていただきまして、これからの方向性の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩にしたいと思います。午後 1 時 3 0 分より再開します。

午後 0 時 17 分休憩

午後 1 時 27 分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、議案第 6 3 号うきは市地下水の保全に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の 5 8 ページをお開きください。

議案第 6 3 号うきは市地下水の保全に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 6 年 9 月 4 日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

条例制定の趣旨といたしましては、うきは市は豊富な良質な地下水に恵まれており、生活水の多くは地下水に頼っています。それだけ地下水は、うきは市にとって大切な資源であります。これまで議会におきまして、大切な資源である地下水を守るために条例を制定するよう提言をいただいております。

このような中、国におきまして、水循環基本法が平成 2 6 年 4 月 2 日に公布され、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行されました。同法では、「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の

高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われることとともに、全ての国民がその恵沢を——恵みでございますが、将来にわたって享受できることが確保されなければならない」としています。また、地方公共団体は、「その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責任」があるとしています。また、今回の法律では、具体的な規制等は設けておりません。

今回のうきは市の条例案では、地下水は民法第207条で、土地の所有権は法律の制限内において、その土地の上下に及び私有物であります。また、憲法第29条第2項では、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定めるとしていますが、現在、国や県など上位の法律では地下水に対して規制がないこと、また、厳しい規制を設けることで、上水道が整備されていないうきは市においては、水関係の事業者だけでなく一般の企業にも規制がかかることから、今後、企業誘致が進まないことも考えられることなどを考慮いたしまして、まずは届け出制とし、罰則は設けておりません。

第1条では、地下水が公共性の高いものであるという認識のもと、地下水を保全し、良好な環境の保全及び市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とするとしております。

第2条では、特定採取者を1日当たり最大10立方メートル以上の地下水を採取し、又採取しようとする者、一般家庭用水として地下水を採取する施設を所有する者は除くとしております。条例施行日以前に1日当たり最大10立方メートル以上の地下水を採取している事業者についても特定採取者となります。

第3条では、市民、事業者及び特定採取者は、地下水の保全について自ら必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全に関する施策に協力しなければならないとしております。

第4条では、特定採取者に対して、市長に工事開始の30日前までに届けなければならないとし、届け出内容について規定を設けております。

第5条では、特定採取者に対し、地下水の採取の状況や、その他必要な事項について報告を求めることができるとしております。

第6条では、立入調査等について、職員が地下水採取者について施設に立ち入り、調査することができるとしています。

第7条第1項では、地下水を採取する市民、事業者で地下水に影響を与える、また、おそれのある者に対し、必要な措置を講ずるよう指導または勧告することができるとしております。第2項では、特定採取者に対して、重大な支障を及ぼすと認めるときは、地下水の採取の制限、水質の保全等必要な措置を講ずるよう命ずることができるとしております。第3項では、第2項の規定により、命令を受けた者に対し、その措置状況の報告を求めることができるとしております。

第8条では、特定採取者が命令に従わないときは公表できるとしております。したがって、

条例施行日以前の特定採取者も含めて公表ができることとなります。公表については、事業者については信用にかかわることから、罰則に値する抑止力になると考えております。

附則。この条例は、平成27年1月1日から施行する。

それから、ここで全員協議会の中で江藤議員より地下水に関する判例について質問があつておりましたので、報告をさせていただきます。

横浜地方裁判所小田原支部、平成25年9月13日の判決で、地下水保全条例で井戸の設置を禁止することは、それが全面禁止であれば、憲法第29条第2項に違反する疑いが強いが、原則禁止であれば違反しないといった判決が出ております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 4番、中野でございますが、この地下水の保全に関する条例ということで、これについては大変大事なことでありますから、条例の内容につきましては、まだまだいろいろ意見はあるというふうに思います。

ただ、私が前段として市長にお尋ねしたいのは、実は先月28日に全員協議会があつておりますが、その前に、ちょうどNHKのニュースを見ておりました。27日ですか。朝、見ておりましたら、地下水の保全条例がうきは市で出るという話がニュースで流れておりましたもんですから、そこで思ったのは、今度の議会で、全員協議会のある前にそういったことが漏れておるといふか、そのことが——これはどうせ内部の方が漏らしたんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の守秘義務といいますか、危機管理意識といいますか、そういうふうなことが欠如しておるとじゃないかなというふうに、そのとき思いました。

28日の日も、ただ、そういった条例が出るということはお話を聞いておりますが、これは民間ですと、本当言いますと、そういった大事なことが漏れておると、やっぱり責任者あたりが何かコメントといいますか、そういったことがあるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、恐らくNHKに言っても誰が言うたかというようなことは絶対出てこないというふうに思いますけども、ただ、責任者として、誰かわからんということだけでいいっちゃろかなというふうに私は思いました。ですから、考えによっては、そういった問題が突然出るということは、議会を無視しておるといふようにも私はとれるというふうに思います。

したがいまして、そこら辺のところは市長さんから何か話があるかなというふうに思っておりますけども、今日まで何もないもんですからね、そこら辺のところの責任、市長としてどういふふうに考えておるのか、この条例の中身の前にお尋ねしたいなというふうに思うところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） このたびのNHKの地下水保全条例に関する報道、タイミング的に大変遺憾だと、このように思っております。もともと28日午前中、全員協議会を開きまして、その午後に記者会見を予定しておりました。当然、記者会見をして、こういう報道というのが明らかになるんですが、報道機関1社が先走りしてそういう報道があったということは、他の報道機関に対しても大変な御迷惑をおかけしたということで遺憾に思っております。

どう言いますか、NHKは31日までの上水道のシンポジウムの事前取材の中で、どうもこういう情報をキャッチしたようでありまして、今後こういうことがないように、しっかり情報管理については徹底していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それで、NHKは悪いっちゃんないというふうに思います。そういったことに、情報を漏らしたというのが問題であったということでもありますので、やっぱり市長さんから議会に対しても、そういったことを議会に対してはつきりと言うてほしかったなど。責任問題については、ちゃんと市長さんの口から言っていたかかったなどというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど冒頭申し上げましたように、今回の報道については大変遺憾に思っておりますし、また、議会の議員の皆様にも大変な御心配をおかけしたことを、おわびを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、27日に議会運営委員会があることが、もう決まっておりました。その日の午前7時50分ぐらいから、かなり長い報道があったわけですよ。

これと同じようなことが浮羽町時代にもあったんですよ。実は、まだ議会にも諮ってないのに、合所ダムの上につり橋をかけるという報道が新聞でなされたわけです。あくまでも構想ということでしたけれどもね。これは、当時の課長が新聞社にしゃべったということがわかりましたので、当然これについては処分を行ったわけなんですよ。

今度はNHKが31日の取材のときに聞き及んだということではありますが、やはりこれは執行部から出ないことには、ほかの者はまだ知ってなかったんですから、その前の全員協議会で、今度の9月議会に水の保全に関する条例を出しますというのが高木市長公室長からありました。しかし、詳しい概要については全くまだ聞いてなかったんですけれども、もう、8月27日の午前8時50分ぐらいから具体的に条例の中身が報道されましたもんですから、実はびっくりしたわけでございます。したがって、27日の全員協議会の中で議長を通じておたくのほうには申し入

れがあったと思いますが、議会に諮る条例が、議会運営委員会の前に発表されるということは異例でありますよ。今後は、これについては十分注意をしていただかなきゃなんということを、まず申し添えておきます。

それで本論に入りますけれども、ここに第1条の中に「必要な事項を定めることにより地下水を保全し」ということですが、どのように保全するわけですか。保全条例ですけどね。これは全く届けを出しなさいというだけで、あとは立ち入り調査ができますとか指導ができますということですけどもね。特に第8条の中で、「市長は、前条第2項の規定による命令を受けた」ということでありますが、前条というのは第7条ですけどもね、「市民生活への支障の除去その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる」。これに従わなくても、第8条では公表しないわけですよ。それから第3項で、「市長は、前2項の規定による指導、勧告又は命令を受けた者に対しては、その措置状況に関し、報告を求めることができる」。これ、報告しなかったても何の処分もないわけですよ。第8条は前条第2項という言葉が限定してありますからね。じゃあ、何で、どういうことで保全するわけですか。この目的が、せつかく地下水を保全し、もって良好な環境の保全及び市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする、全くね、目的に沿った条文がないんですが、これ、どういうことですか。どんなことでこういう条例をつくるんですか。

私が申し上げてるのは、これは皆さん方、把握はできるかも知れませんよ。届けを受けますからね。10トン以上の。ところが、この10トンというものも非常に曖昧であるわけですよ。

実は、ここに川本ポンプのカタログを持ってきました。この中で性能がずっと書いてあるわけ、ポンプの性能がですよ。例えば、1馬力ということではありますが、738ワットが1馬力ということになりますよね。通称は400ワットのモーターのものが2分の1馬力と。それから、250ワットのものが4分の1馬力というようなことを言っていますけれどもね。例えばここに、K式のNF2-250Sというポンプがありますけどもね、これ単相100ボルトですから普通の電源ですよ、普通の電源。標準仕様が、全揚程が22メートルということ。22メートルより深いものだったら、これは水が揚がらないかも知れませんが、一応全揚程は22メートルまでは大丈夫ですということになる。それから、1分間にどの程度かということ、26リットルということ。毎分ですね、毎分26リットル。運転特性というのが書いてありますが、運転揚程が、これは18メートルになって、そして排出量が24リットルということですから、24リットルで計算しますと、大体1時間に1,440リットルくみ上げるわけ。これを例えば12時間回しますと、17トン280ということになるわけ。

家庭用のポンプでも12時間回せば10トン以上排出ができますけれども、ここに「家庭用は

除く」としてありますが、この一般家庭用水として地下水を採取する施設等を所有する者を除くということですが、これを除いておりますと、10トン以上くみ上げても何ら問題ないということになるんですね。このような実情に沿わないような条例を決めること自体がおかしいということになります。これについての何か根拠があったら教えていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 現状では、地下水の状況について、何ら把握できないような状況でございます。どういった地下水をくみ取ってるのか、そういったことを調査する上でも、お願いでしかなかったというのが現状でございます。何ら条例で、この地下水は、先ほど申しましたように私有物であり、財産である、そういったものに制限とか立入調査、そういったものが全くできないような状況でございます。この条例をつくったのは、立入調査あるいはそれに従わない場合は採取の制限、水質の保全の措置を命ずることができ、従わない場合はその状況についても報告を求めることができるということで、十分うきは市の地下水特定採取者を中心とした、そういった状況が十分把握できて、異常が出た場合、枯渇とか水源の問題、そういったものに対応できるというふうに思っております。

また、一般家庭につきまして除くとしておりますが、ほかの市町村の条例におきまして、一般家庭用水については制限をしていないというようなことで、一般家庭は1日最大使っても、普通に使えば1トン程度でございますので、今回については、そこは、一般家庭については除外しているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 確かに飲料水だけじゃないんですよ、井戸を掘るということですよ。これ、30年代に干ばつが来まして、方々で水田に揚水するために井戸を掘ったことがありますよ。その井戸は、まだ残っているのもありますよ。だから、場合によっては、干ばつが来た場合には、これは干ばつ、その渇水を防止するために、この井戸水を使うこともあるわけですよ、一般家庭でもですよ。そこでいろんなことが起こったら、まず、指導はどのようにして把握するわけですか。

例えば、この第4条で、地下水採取計画及び施設の概要というのがありますが、これを出ただけでわかるわけですか、皆さん方は。どんなものをつくるわけですか、これは。どんなものを提出させる。この書類しか出てきてないわけですよ。そして、立入検査をどうしてやるわけですか。違反しているということはわからんでしょう。だから、こんな条件もついてないんですよ。許可制にしますと、条件あるいは制限がつけられますけど、全く条件もついてない。もし近所に水枯れが起こった場合は措置をなささいというようなことも条件の中に入っていない。ただ、届け出てるだけですからですよ。もしそういう害が起こった場合にはどのようにされるつもりか知り

ませんけども、まず、第7条の指導がなってないわけですよ。第7条の指導は、もう本当にお粗末なものが出てるわけ。

第6条の立ち入りも、どのようにしてその施設が違反をしているか、そういう状況もわからんでしょう。皆さん方はどのようにしてそういう状況を把握しようとしてありますか。だから、これは有名無実の条例を皆さん方はつくろうとしてある。このようなことでは恥ずかしい次第ですよ。

今、ここにいろんな自治体の水保全条例を持ってきましたが、佐久市というところがあります。これは長野県になりますが、この佐久市でも地下水を公水として、そして条例を整備させて、その条例の中には、国の法整備を促す声明までこの条例のときに出してるわけ。ひとつ国が何とかやってくれということですね。この中に市長の談話がありますが、「記者会見で条例制定は1つの節目。第2段階として地下水の埋蔵量を調べ、余剰分があれば有効活用を図りたい」と、こう話してるわけ。全く地下水で上水道をつくってるわけですよ、佐久市というのは。地下水だけです。

それから、東御市というのがありますね。そのほか12町村が、この北佐久郡の地下水を公水と位置づける条例が県内で初めて成立して、そして、その地下水のくみ上げについては許可制をとってるわけですね。許可制の導入。許可申請前には、原則として市との事前協議を義務づけたり、500トン以上の取水は、いろんな条件をつけて許可するということが出てるわけなんですよ。

それから、富士河口湖町ですね。ここも地下水を水道水にしてありますけれども、ここでは地下水の持ち出し禁止をやってるわけですよ。地下水等で、ペットボトル等で富士五湖の水とかとって販売されるということになりますと大変だからといって条例をつくってありますけども、この条例をつくったときに、既に3社は許可を受けておったということですから、その許可をしてる3社については、条例ができてても遡及できないということで、地下水持ち出し禁止については、その3社については町長の指導状況ということであるわけですね。

このように、地下水を保全するためには多くの自治体で、いかにその地下水を大事にするかということが条例の中に盛り込まれてありますけども、この条例の中では全く地下水を大事にしましょうとかね、そんなことは全く関係ないこと。ただ、届けが要りますよと。そして指導をやり、立入調査をやって、そして指導をやり。指導をやっても、従わなくても、第2項に従わない場合は公表することができるですから、公表するとは決まってないわけ。公表できると。第3項については、全く公表できないわけ、第8条ですよ。

このような本当にお粗末な条例をつくって、皆さん方はどんな顔をしてほかの町に対応できますか、このような条例をつくってですよ。恥ずかしいと思わんですか、大体こんな条例つくってで

すよ。これについて、いま一度答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 今回の条例につきましては、1点目には、先ほども冒頭申しましたように、うきは市においては上水道整備が行われていないと。簡易水道が5%程度ということで、ほとんどは地下水に頼っております。こういった中で、一般企業が進出してくる場合は地下水をとらなくてはならないと。地下水で動かなくてはならないと。

あと、先ほどから、富士五湖とか、幾つかそういった許可制で厳しい条例を設けているところにつきましては、ほとんどが、上水道が整備をされていると。そういった中で、そういったところと同じように非常に厳しい条例を課してはどうかということもありまして、今回につきましては、うきは市については、まだ今の段階では非常に地下水も豊富で枯渇とかの問題も起きていないと。こういう状況におきまして、まずは届け出制で、悪いときには公表ということで今回こういった条例を提案しているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃあ、ちょっとこの条例に至るまでの経緯等を私のほうからも皆さんにお伝えをしたいと思います。

まずもって、この条例を提案いただいたことについては感謝をいたしております。

そこで、これは平成24年3月9日の話、約2年半前の話であります。浮羽町と古川町で水の事業者の説明会が開催されました。古川町の区長さんから御案内がありまして私も行きました。場所は、温泉街の中の1つの温泉跡地です。御承知だと思います。それで、ここで水事業をやる。1日ペットボトルで20万本、1カ月500万本を製造して、毎日12トントラックが温泉のある道路を往来するという話で、住民の方にひとつ御理解いただきたいという話でありました。

そこで私が申し上げたのは、その説明を受けて発言がございせんもんですから申し上げたのは、1つは、もしこれだけの量をくみ上げたときに、このほかの旅館なり住民の生活に影響が出たときに誰が責任を持つのかと。もう一つは、12トンのトラックが往来する、温泉のイメージが壊れるけどもどう思うかということに対して、一転して騒然となって、何とかこれ、やめさせにやいかんという話に、責任問題になりました。

それを経て、一応この問題は鎮静化したのか、もうやめるという話も聞こえてきました。しばらくして出利葉県議——名前は申し上げてどうかと思えますけども、県議と私のほうに、そのオーナーのほうから相談がありました。事業を縮小するから、何とか認めてほしいと。しかしながら、県議も私も、これを取り締まる根拠、その権限も全く法律もないし条例もないと。だから、何とかこういう場合に責任を、問題が起きた場合の責任というのを明らかにしてくれということで、今は筑後川温泉組合との間で誘致の際は責任を持つという取り交わしがなされているという

報告を受けております。

それともう一つ、今、三春工業団地近くのイノアックの前で、また水の事業が立ち上がろうとしているということで、地域住民の皆さんが、大変口コミで心配の話が事実伝わってきております。そういう中で、今回こういう条例が市長のほうから提案がなされました。三園議員からもございまして、これもちょっと初めてこれを市長が時折届け出——一般質問で届け出ということは耳にしておりましたけども、内容を見て非常に唖然といたしておるところであります。

法制に詳しい友人にもちょっと話をしたところ、まさにこれはざる条例ならぬ、おけに底のないおけで水をくむような条例だということで、まさに一致したところでもございまして、具体的には、三園議員もおっしゃるとおり、これは、届け出さえすれば、無制限にくみ上げても何の規制もないと、歯どめのない条例であります、1点目が。

大事なのが、2点目は、地域住民に全くこれは知らせることなく届け出さえすればいいと。住民が、市役所は届け出わかるでしょうけど、住民の方は全くわからない。万が一の場合、どうすりゃいいのかということであります。

それから条文の中では、いろいろ先ほどからありますように指摘されておりますけども、私も長い間、行政法には携わってきましたが、行政処分にあたっても、こんな規定は、ちょっと私は、こんな曖昧なものを見たことがございません。もしもこれが悪質な業者の場合、うきは市民の事業であるなら、そんなことはないと思うんです。一番心配しないといけないのは、外部からのうきはの水を求めて悪質なものが行われるということを、いかに歯どめをかけるかということが非常に大事なこの条例だろうというふうに私は思うんです。

ところが、結果的には、この立入検査、それから指導、命令の行政処分についても非常に曖昧でありますし、なおかつ罰則規定もない。罰則については、検察庁との協議が必要であるというふうに聞いておりますから、それは仕方ないとしても、これだけ市長があらゆるところで水が大事だ、地下水が大事だと言いながら、この条例というのがどういうことなのか、そのあたりが非常に私は愕然といたしております。はっきり言って、これは行政法にのっとった呈をなしていない条例だというふうに思っておりますので、何とかこれは改めて、先ほど中野議員からありましたとおり、テレビで報道までされとって、これをだめだったということは言えませんから、しっかり議論して本当のあるべき条例にしていだきたいというふうに思いますが、私の見解に対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回の条例上程に当たっては、先ほど市民生活課長のほうから説明があったとおり、国のほうで水循環基本法が成立しまして、この7月1日に施行になりました。この法律をずっと待っていたわけですが、多分、全国的にもイの一番、こういう条例を制定した部類

に入るのではないかなと、こう思います。

御案内のように、国の法律はこれまで二転三転をして、時には廃案になりながら、こういう経過をたどって、ようやくここまで来たところであります。

今、御指摘のお粗末であるとか、ざる条例というお話がありました。我々は、ここ議会でたびたび条例を制定すべきだという御指摘もいただいてたんですが、ここ2年間ずっと議論して、議論の上、議論を尽くして上程をさせていただいてます。ちょっとそのいきさつを御説明させていただきたいと思います。

まず、皆さん御案内のように、川の水は公水、地下水は私水というふうに整理をされてます。川の水は国民全体の財産でありますので、いつも合所ダムの議論のときに出てますように、河川法という法律、この23条で流水占用許可権という許可を取るようになっていきます。これは公の水だからこそ許可制をとってるものであります。一方、地下水は民法第207条で、土地の所有権は上下に及ぶと。もちろんぐっと上は特別法で航空権というか、飛行機なんかが飛ぶ公の空間でありますし、地下も大深度ということで、特別法で深いところは公共的なスペースになっておりますが、一定の範囲内は民法第207条の中で私有財産ということであります。

ところで、御案内のように近代私法——民法であります、三大原則がありまして、1つが権利能力平等の原則、そしてもう一つが私的所有権絶対の原則、そして3つ目が私的自治の原則——これは契約の自由の原則をあわらしています。いずれも私権が及ぶところについて、その私権を制限するというのは、この民法を否定すること、あるいは憲法を否定することですので、いたずらな制限はできません。ただし、憲法第12条あるいは民法第1条の中で公共の福祉、あるいは、民法第1条には信義誠実の原則あるいは権利乱用の禁止、まさに国民に私有財産を認めて、私権を認めているのに、一条例でそれを制限するということは権利の乱用、横暴になっていきます。

そういうところで何度も何度も我々は議論して、この話は国の法律を待たないと、なかなか一条例でこういう近代私法が保障している私的財産に制限をかけるというのは厳しいんじゃないかということで今日まで時間がかかってきました。

当然その間、熊本県であったり、今、北海道のニセコ町あるいは三園議員のほうから指摘された自治体では、既に法律が通る前から条例を整備しているところもあります。

例えば、熊本県であれば、もともと昭和53年に届け出制でやって、その間ずっと地下水脈のシステムの調査なんかをずっとやりながら、ようやく平成24年に許可制に移ったわけですね。条例で許可制を持つということは、地下水を公水として、その自治体が、公的管理ができるという責務を負うわけですね。熊本県はこの間何をやってたかという、40名の職員を配置して、ずっと地下水脈がどのように流れてるかというのを解析したわけでありまして。民法で言う第

207条というのは、ある地点を見れば私有財産ですが、当然、地下水というのはずっと流れます。ここの地下水の水の流れをしっかりと解析して、ここまでやれば責任を持てるということで、熊本県は平成24年に許可制に移行したということでもあります。ほかにニセコとか、ほかの部分については、いろいろ外国資本の問題であったり、あるいは大がかりな水事業者の開発が進んで、これでは何とかしなくちゃいけない。これはまさに民法第1条あるいは憲法第12条が言う公共の福祉に該当する概念であります。

そして、もう一つつけ加えますと、課長のほうから話があつてますように、どの自治体でも上水道が整備されてます。したがって、私権を制限しても上水道で最低限の生活の保障はできるわけですね。しかし、我がうきはの場合は、全国的に98%が上水ですが、2%の部類にうきはが入るわけですから、ここを強烈的な制限をかけたならば、3万2,000人の生活に直結するわけです。ほかに代替手段がないわけであります。

そういうことで、非常に他の自治体とうきはは条件が違いますので、やはり条例化するためには国の法律を待たなくてはならないということで、ずっと待ってました。そして、ここに水循環基本法というのが成立して、いち早く上程をさせていただきました。ざる条例とか、お粗末というお話があるんですが、この公表のとり方も非常にいろいろ職員とも議論しましたが、公表は、その罰則規定よりも公表のほうがかつという事業者の声も私は聞いております。この公表というのは、すごい重たいものがあると思っております。

そして、二転三転して申しわけないんですが、一番肝心なんですが、ぐっと待っていた国の法律の水循環基本法も、最終的には条文の中で、まさに私水だったんですが、この法律で「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」ということで第3条の2に高々とうたい込んで、準公共性をうたっているからこそ、この条例を上程させていただいたんですが、ただし残念なことに、これ理念法であって、この法律の中できちんとした規制だとか罰則規定はありませんので、我々は法制上、条例を制定する以上、法律を超えた条例というのは違反であります。法治国家の中において、法律の範囲内で条例を制定するというのが、この法制上の基本でありますので、そういうことを十二分に何回も何回も議論して上程をさせていただいたところありますので、ぜひ、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いつもながら市長の熱意、それから理論には、確かにそれらのものがあるかというふうに思うんですが、ただ、答弁の中に民法の規定が出てきました。それから、憲法の話も出てきました。法律に違反したらいけない、憲法第94条、十分承知をいたしております。

ただ、答弁の中に、上水道がないから、この一定の規制を課する規制条例が可能であって、う

ちの場合については状況が違うというお話でございました。逆じゃないですか。うちは地下水しか頼れるものが、今、生活水でないですね。これを、こういう規制のないようなものでどんどんやられたときに誰が犠牲になるのかという、一番肝心のところが欠落してるんじゃないですか。

申し上げたいのは、確かに慎重にあるべきです。ところが行政比例の原則を御存じですね。今、市長もおっしゃった北海道のニセコ、本州でも長野県、熊本、この地下水規制については、ネットで拾えば2年前のデータで500を超える規制があります。その主体は産業廃棄物等の汚染の問題の規制ですね。ところが今は世界的に水が、21世紀は水の時代だということで必至になって水を確保しようとしてますし、うきはは地下水、水は宝だということを皆さん共通して認識してます。

そうしたときに、この条例を見たときに、冒頭から申し上げるとおり、届け出さえすれば、どれだけくんでも規制はない。結局、届け出の段階は入り口の段階です。あと、立入検査権とか指導命令については、それを届け出た事業を開始した業者であれば、その過程においての取り締まり規定になってるんですよ。まずは入り口で規制をかけないと。そして一番大事なのが無制限なくみ上げ、そしてなおかつ、それに届け出規制がない。それと住民は誰も知らない。届け出していることも知らない。市役所は届け出がわかる。一番犠牲になるのは明らかだと思うんですよ。

だから、この条例について、全国的にそれだけ踏み込んで大事な宝だから守ろうということで、法律は現実ありませんから、今、循環法ができたということでもありますけども。それでも必死に守るために、これだけの規定を全国的に設けていると。余りにも慎重過ぎて、市長の話を聞いてたら。

そういうことからすると、万が一悪質な業者が入り込んで大量にくみ上げても、何で、何をもって規制するんですか。届け出さえきちっと要件がそろったときゃ、もう受理せざるを得ない。しかしどんどんやってる。しかし、あと公表されて何の担保もないですね。もし裁判をしても、裁判にもし勝っても何を得るものがあるんですか。非常にこれは、私から言わせるとメッセージ条例とか威嚇条例にほかならないというふうに思うんですよ。ぜひ、水と住民を守るんであったら、もう少しこれで出さざるを得るのであったら、必要な最小限な歯どめをぜひお願いしたいと思いますが、市長にいま一度答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、うきは市に、基本的に上水道がないという話ですが、全く逆でありまして、他の自治体は上水道があります。要するに、市民の皆さんが生活を営む、あるいは事業を展開するための代替措置が他の自治体にはあるけれども、うきは市は全てが地下水ですから、ここをぐっと規制してしまいますと、ほかに代替措置がないわけですね。他のニセコ等は、水道がありますから上水道を使えばいいわけです。うきはは上水道がありません。地下水だけに頼っ

てます。生活も事業活動も。そこ、1本のところに規制をかける、そこに問題があるということ
を申し上げているところであります。

それから、公表という言葉が言葉どおりに軽く受けとめられているかもしれませんが、事業を
やられる方から見れば、社会信用というのは大きなものです。これは罰金よりも大きいと私は認
識しているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長と論争するつもりはありません。ただ、今、お答えいただい
た、うちには上水道はない。逆の話じゃないかと、これおかしいんじゃないですか。うちは地下
水に頼っていかないと、上水ができれば同じ土俵に上がるんだけど、上水道の話は進んでいくで
しょう。でも今は、これで即できるものじゃないから、地下水を守るなら、なおこういう規制を
かけないとどうやって守るんですか。ほかに生活に水が別の手段があるんだったらいいんですけ
ど、地下水しか頼るものがないんなら、地下水を守るための条例でしょうから、上水道があると
ころは話が違うような、全く意味が違うんじゃないですか。ここまでで終わりますけど。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 説明が足りませんでした、地下水保全は共通な目的です。私が申し上
げているのは、その前段の憲法なり民法で認めておる、もう、日本は資本主義国家ですから私有
財産を認めておるんですね。この私有財産を制限するところの代替措置があるところとないところ
の差を申し上げているわけであります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 確かにいろんなところはこういう条例が出ておりますけれども、
今、執行部がおっしゃっておられるような、議員から出ているやわらかいといえますか、こうい
うものを出てるのと、それから見ていますと規制がかかっているような条例もあります。

そこでお尋ねしたいのは、まず最初に出すときに、どのくらいが規制をかけられるのか。今言
った中で、少し厳しい規制があるのは、見てみますと条例改正によってそういう規定が加えられ
てるものが多いようですが、最初から規定を入れた条例がほかの市町村であるのかどうか、その
あたりがわかれば教えていただきたいと思います。最初から厳しいものがつくれるのかどうかと
いうことですが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） この問題につきまして、他市町村について調べて、そういった
許可制と罰則等をつくっている自治体を調べております。やはり、先ほどから問題になってます
ように、そういった水資源の業者が来るということで急につくったという自治体、そういった感

じでつくった自治体が多かったようです。（「ちょっと意味が違う」と呼ぶ者あり）

現在わかっているのは、先ほど市長も述べましたように、熊本県の条例が最初は届け出制で５３年にあっておりました。平成２４年に、長年３５年かけているんな地下水のデータ、そういったものがあつたゆえで地下水の定義とか硝酸の問題とか、そういったものが出てきて、熊本県においては、３５年かけた後、そういったデータをもとに許可制に踏み切ったというのが把握している状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） １４番、高山議員。

○議員（１４番 高山 敏枝君） それでは、初めて市町村で制定をする場合に、やっぱり届け出制ぐらいまでの限度なのか。先ほど言いましたように、もっと厳しい規制がかけられる——市長は先ほど言われたように、水循環基本法でそこまで踏み込んでいないからできないということでしたけれども、それが他市町村でもそういう形で、現実にある中には、最初にはそういった規制がなかったのかどうかということをちょっとお尋ねしているんですが、その調査はしていないということでしょうか。確かに言われた熊本とか、それから先ほどおっしゃった長野の佐久とか、そういったところを見てみますと、条例改正の中で言われたように条件がつけられてきてるようです。ただ、最初からつくるときにそういったものまでが入れたところがあるのかどうかということと、それを最初から入れておいた場合に、裁判とかいろんなことが起きる可能性があるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 調べた中で、山梨県の富士河口湖町というのが、現在は許可制を導入しております。ここにつきましては、最初は届け出制でございました。それが東日本大震災以降にペットボトル飲料水の工場の話が続出してきたということで、平成２４年に規則改正を行って強化をしております。最初は平成１５年１１月に条例を制定しておりまして、平成２４年に改正をしております。そういった例がございます。

○議長（岩佐 達郎君） １４番、高山議員。

○議員（１４番 高山 敏枝君） では、最初からそういうふうに、例えば持ち出し禁止とか、あるいは許可制とか、例えば罰則とかというのを最初から入れた条例は、他市町村の条例の中では見られないということでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 例えば、嘉麻市の例とか赤村の例で言えば、そういった水を取水する、そういう企業が来るということで、そういった厳しい許可制を条例化したという例はございます。

水循環法以上の規制をかけられるかということでございますが、そういった、もし裁判になっ

た場合、上位法にないことを規制しておれば、裁判になった場合は負けるというケースになるのではないかというふうに思います。実際にそういった水資源法の関係で、上位の法律を超えた条例を自治体で規制して裁判になって負けたという、宗像市の例とかもございます。近くではですね。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。８番、藤田議員。

○議員（８番 藤田 光彦君） ８番、藤田です。

この条例は、既存の施設には適用されない、遡及措置ができないということは大体わかるんですが、現在この第２条にある１日１０立方メートル採取している業者が、事業者ですね、特定事業者が現存するのかなどかの調査をしたのか。

それともう一つ、それに付随して既存の業者、そういうところがもしあれば、何らかの規制を附則なりでつけられないのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） まず、既存の業者でこれに該当するのかということでございますけど、第２条の定義の中で特定採取者、これにつきましては１日当たり最大１０立方メートル以上の地下水を採取する者ということですので、条例施行日以前の業者についても１０立方メートル以上地下水をとっておれば特定採取者となるということで、この指導、制限、公表の対象にはなります。

現在、うちのほうで把握している、４社ほど大口の取水業者を把握しております。その中では、１日当たり４トン、それから４３トン、５０トン近くの取水をしている業者がございます。今、うちのほうで把握しているのは、今のところ４社でございます。

附則に入れられるかということでございますけど、第２条の定義の中で、条例施行日以前の現在１０トン以上採取している業者につきましても特定採取者になりますので、ここで定義がされておりますので、附則では入れなくてもいいというふうに解釈しております。

○議長（岩佐 達郎君） 藤田議員。

○議員（８番 藤田 光彦君） 既存業者にも規制がかかるという条項はどこですか。この条文の中に、どれが既存にかかる規制ですか。ちょっと教えてください。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 定義、第２条の中で特定採取者の定義がございます。この中で、「１日当たり最大１０立方メートル以上の地下水を採取し」ということになっておりますので、ということで、「としようとする者」ということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。１１番、櫛川議員。

○議員（１１番 櫛川 正男君） 全員協議会のときにこれの説明がありましたけれども、そのと

きに既存の採取者、これは、届け出はしなければならないんですかという、一応お尋ねしたんですよね。そしたら、既存のところは届け出はなくていいという説明やったんですよ。何でこれが入るんですか、特定採取者に。おかしいじゃないですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 条例施行日が1月1日でございます、来年の。これ以降の特定採取者に当たる者は届け出が必要と。ここからが届け出をすることになります。今現在、10立方メートル以上地下水を採取している者も特定採取者に当たります。だから届け出は、今現在の者は届け出をしなくても特定採取者になるということで、ちょっとそのときの説明が悪かった点もあるかと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 届け出、じゃあ、今の既存の採取者は届け出をせんでいいわけでしょう。そしたら、そこがどれだけ使っとるかというのはわからんわけでしょう。だから、今の既存の特定採取者も届け出を出さないかとじゃないですかって聞きよとです。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 今のこの規定では、確かに以前の方は届け出しないというふうになっておりますが、第5条で言う報告とか、第6条で言う立入調査、指導、これはできるというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） まず最初に、地下水ですね。答弁で豊富とか、地下水が豊富とか出てますが、これ、誰も見たことないですよ、どのくらいあるかということは。何ををもって豊富と言うのか。

それと、私が一番心配しとるのは、これ、規制というか、あれがないですね、罰則が。それで、届け出をすれば、確かに何ぼでもくみ上げられるということだろうと思います。それと一番問題なのは、やはり地域住民というかな、仮に業者がそこでくみ上げた場合の、そこが一番問題なのかなと思います。

それで、豊富なという答弁が何回も出てきますが、確かにどのくらいあるかもわからんき、何ぼくみ上げてええかもわからんとですよ。それで、その辺です、その辺をわかるように説明してください。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 確かに地下水については目に見えないものでございます。

そういった中で、うちのほうの今回の条例制定に当たって、どのくらいあるのかという推定を行っております。このうきは市の面積、それから平均降雨量、その降雨量の大体10%程度が地

下水に浸透するのではないかと、こういうふうに言われております。そういった中で年間に、そういった計算でいきますと、年間に26億8,427万6,000トン、地下水があるというふうに推定しております。これは、うきは市の人口と、そういった大口企業が使っている地下水の量、それから先ほど言いましたように、1人当たり大体1日220リットル、家庭で1日1トン、そういった計算をしまして、使用料の割合を出しまして、大体11%ぐらい、10%ぐらい、1割ぐらいを使ってるんじゃないかと。だから9割ほどは、まだ十分あるというふうな推定をしているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 今の数字ですね、9割も余っとるなら、どんどん業者を連れてきて水を売ったほうがよかつじゃねえですか。まだ、枯れたという話は聞かんとですよね。ただ、昔の井戸からしてみると、水洗化になった関係じゃろうと思いますが、それで水位が下がったという話は聞きます。今まで20メートルでよかった井戸を10メートル掘り直したとか、30メートルにしたとか、そういう話は聞きます。

それで、今のは想像外じゃったですね、今の数字は。ほとんど余ってるということですね。それなら、保全の条例をつくる意味がわかりません。余っとるとにも規制かけると。その辺の説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 確かに、これは、うきは全体を見た推定でございますので、じゃあ、どこでもあるのかというと、それは場所によって、山間部であり平たん地であり違ってくると思いますので、一概にどこでも余っているとは言えないと思います。最近、地下水が余り出なくなつて掘り直したというようなところも出ておりますので、そういった状況もございますので、地下水を保全していくということは、うきはの市民はみんな地下水に頼っておりますので、そういった意味でも、この地下水を保全していくことは大事であるということで、今回の条例を提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 条例を出すことに関しては、基本的に私、反対はしておりませんが、今、余っとるということじゃったけん、1割しか使っていないということでね。それで、もったいない話と思って意見を述べておりますが。これ、じつとしとらんと思うんですよね、地下水は。仮に26億トンか、この水は、うきは市にじつとしとるとは思いません。使わな、どっかに流れていきます。

そういったことでいろいろ言いましたが、今、確かに量的なことが問題になってますが、もう一つ私が懸念しとるのは汚染のほうです。それと、さっき説明がなかったと思いますが、地域住

民ですね、周りの集落というか。そのあたりが一番ひっかかると思いますが、確かにそれだけの量があるとなら、どこで何ぼくみ上げても、それは、地下水はなくならんと思います。それで、住民とのあれは、この何ですか、条例の中では第7条かな。指導ということは、中に入って仲裁もすると思いますが、その辺のことをちょっと聞かせとってください。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 確かに地域住民から、地下水のそういった水位の低下等が見られるというような話があれば、こういった指導等、第7条で指導等ができますので、そういった形で住民との対話も間に入って当然やっていくことなると思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。3回目です。

○議員（13番 三園三次郎君） 市長の解釈によりますと、民法の規定で、土地に附属した財産であるということでもありますね、地下水はですよ。ところが地下水は循環してるんですよ。ずっとそこにあるんじゃないです。今、9番議員もおっしゃったように、その隣でたくさん水を吸い上げる、全く同じ水脈ですよ。そしたら循環型ですから、だんだん吸い込まれて、揚水量の多いほうにあとは流れていってしまうんですよ。

これは筑後試験場の入り口のところにこがね荘という旅館がありますけどもね。これが筑後で大相撲がありましてね、ちっちゃな旅館でありましたけれども、お相撲さんを泊めましてね、そして、そこで大量に水を使ったわけですよ。そしたらお湯が出てきて、自然にですよ。それで、とにかく喜んで大事に大事に使ったとったら、結果的にはそのお湯はどっかに行ってしまったわけですよ。つまり、循環型ということになってるわけ。

だから、自分のところの土地の下の水だけをくみ上げるということは、絶対できないんですよ。できません、これは。だから、今でも隣が井戸を掘ってそこがどんどんくみ上げていきますと、こっちが出なくなるから、また井戸を掘り直さなきゃならんというのが実態なんですよ。

そこで、つまりこの条例を、地下水の民法で決められてる原則を反したら違反だ、もちろん法律違反になるかもわかりませんが、この佐久市のやつは条例第3条で、基本理念で、水循環の一部をなしていることから、地下水は単に土地の構成部分ではなく、地域共有の財産としての公の水だと明記して、取水を規制する根拠としたということでもあります。佐久はですよ。

市長が言うように、これは法律に違反してありますが、この条例が今、生きてるかどうか調べてください、電話番号申し上げますから。0267-62-2111、佐久市役所ですよ。これ、2012年にできた条例ですよ。これ、今、廃止になってるかどうか。おたくの条例は法律違反ではありますが、廃止してるかどうかということを調べてください。委員会付託になりましょうからですよ。そして廃止になってなかったら、これは、法律とはどういう整合性がありますかということをお願いしてください。盛んに民法だ、民法だとおっしゃって、土地に付随した財産だという

ことを言っておりますけれども、ここではきちんと第3条で、この地下水というのは循環型だということをはっきりうたっておりますよ。ほかの条例でもそうでしょう。また、循環型だから、今度そういう水循環基本法というのが成立されてるでしょう。水は循環型だということで、水循環基本法というのが成立されてあるわけですよ。したがって、法律違反になるかどうかですね。

それから、この佐久の場合はね、井戸は10トン未満だったら届け出制です。10トンを超えたら、10トン以上500トン未満については許可制を導入して、500トン以上の取水は条件許可ということになってるわけ。条件をつけるということですね。

したがって、今、皆さん方、保全条例とか言っておりますが、もしこの届けをやって隣が井戸掘った。隣のほうがくみ上げ量が多かった。じゃあ、その井戸が原因だという因果関係は証明できますか。隣の井戸が原因で、うちの井戸が枯れたという証明はできませんか。できないと思うんですよ。そしたら、損害賠償もできないわけですよ。現にアリーナが水をくみ上げてありますけれども、あの地域では水位が下がってるんですよ、水位がですよ。苦情が出てるでしょう、アリーナの近くでは。水を使ってるからですよ。そのように水は循環型だから、俺のところの土地にある水は絶対俺のところだということはいえないわけですよ。これらについてはどう解釈されるのか、いま一度お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに、この水循環基本法が制定する前においては、いろんな判例が出ておりまして、議員御指摘のように地下水は流れてますので、共同資源たる地下水、これは、土地の所有者間において共同で享受し得る利益であるという判例を示したケースもあります。これはケースが大規模な用水というか、そういうケースで裁判に至った経緯であります。

ところで、先ほどから何度も説明してますように、水循環基本法が制定する前というのは、やはり民法第207条の中で私水ですから、私水、私権を制限するためには、やっぱり公共の福祉にかなわなくちゃいけないということで、佐久市もそうでしょう、ニセコもそうでしょう。あるいは、再三申し上げてる熊本県もそうでしょう。やはり公共の福祉に合致するようなケースがあったわけですね。例えば、熊本県については、当初、届け出をして、何十年もかけて地下水脈——要するに、基本的に法律がない中で、条例で規制をしようとするためには、条例の目的で、地下水は公共的な財産であるということを条例の中でうたわないと、以下の具体的な届け出であったり、いろんな規制が及ばなくなる。それは当然です。条例の中で公共性をうたわないとだめなんです。

そういう中で、なぜ公共性をうたえるかということ、公共の福祉ということでケース的に2つある。まず、熊本県については、公共性をうたうためには、熊本県が責任を持って公共管理をしなくちゃいけないということですから、熊本県の地下水脈がどのように動いているのか、そういう

ことを、40人を超える職員で、53年に届け出制をして平成24年ですから、その間40年までいきませんが、30年近い年月をかけて地下の水の循環システムを全部解析して、自信を持って24年に許可制を取ったというケースであったり、あるいはニセコとか——佐久市はちょっと私も承知してないんですけども、やはり外国資本が目の前に来ているとか、大規模な水事業者が開発をするという、そこに危機があつてから、その自治体が条例を起こしたということがあります。

そこで、ぜひ御理解いただきたいのは、そういう差し迫った状況がある、あるいは、きちんとした地下水の水循環をコントロールできるというシステムあるいは情報がきちんと蓄積されている自治体であつてからこそ、こういう条例でコントロールすることができるということが1点と。

もう一点は、再三言ってますように、ほとんどの団体は上水道がありますので、そういう私権を制限しても、ふだんは上水道を使ってますから、地下水、困らないんですね。そういう代替手法がある、こういう中で初めてこの条例というのは、公共の福祉というか、市民からの理解が得られる条例になるのではないかなと、このように思います。

くどいようですが、うきは市においては、現時点で差し迫った危機はない。そして、上水道がない。この事実だけは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。3時から再開します。

午後2時45分休憩

午後2時57分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、議案第50号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき質疑に入りたいと思います。

まず、補正予算書について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） それでは、説明に入ります前に、補正予算書の字句の訂正をさせていただきます。24ページをお願いいたします。

6目消防費が8目の誤りでございます。「6目」を「8目」に訂正方よろしく申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第50号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,259万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億7,840万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。平成26年9月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。

1、追加、10款4項社会教育費3,460万円は、伝統的建造物保存対策事業、注連原の旧田辺家住宅復元工事の事業期間が複数年度にわたるため、翌年度へ繰り越す必要があることから繰越明許費を設定するものです。なお、事業名の下段に、伝統的建造物建築工事費というふうに記載しておりますが、この中には設計監理委託料133万1,000円を含んでおります。補正予算書の36ページのほうになりますが、そちらの委託料200万円のうち133万1,000円と、それから工事請負費5,000万円のうち3,326万9,000円を繰越明許費とするものでございます。

7ページに戻りまして、第3表債務負担行為補正。

1、追加、総合福祉センター指定管理料、期間、平成26年度から平成29年度。限度額、当該協定書に基づく指定管理料相当額。以下、つづら棚田交流センター指定管理料ほか2件についても同様でございます。いずれも来年4月からの契約更新等に向けて、本年度内に複数年の契約を行うため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正。

1、追加、起債の目的、施設整備事業。限度額920万円、これは5分団の消防ポンプ自動車購入費に充当するものです。

2、変更、臨時財政対策債。補正前の限度額5億2,100万円を1,944万円増額して、補正後の限度額を5億4,044万円に変更するものです。これは普通交付税の決定に伴い、臨時財政対策債の借入可能額が確定したことにより借入限度額の補正を行うものです。起債の方法は

証書借り入れ、利率、償還の方法はそこに記載のとおりです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書25ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費63万3,000円の増額補正ですが、全員協議会でも御報告させていただきましたように、不納欠損処分に係る訴訟が市側の勝訴という形で判決が確定しましたので、弁護士事務所に対し委託料を支払うため、補正予算を計上させていただいているものです。積算の基礎としましては、損害賠償訴訟の対象となった金額の16%が基礎となっております。今後とも、より一層事務の適正な処理に努め、できる限りこのようなことのないように取り組んでまいります。

○財政課長（大熊 孝則君） 2款1項7目財政調整基金費、25節積立金2億5,000万円の増額補正については、前年度の歳計剰余金が確定したことに伴い、地方財政法第7条の規定により財政調整基金に積み立てるものです。

○企画課長（重松 邦英君） 同じく2款1項8目企画費、8節報償費130万円の増額補正でございます。こちらにつきましても、8月の全協のほうで概要を御説明させていただきましたふるさと納税の制度を若干変えるものでして、ふるさと納税をいただいた方に対してお返しを送っております——棚田米とかですね、こういった贈り物の予算を増加させていただくものでございます。

以上です。

○税務課長（内山 勇君） 15目諸費、23節償還金、利子及び割引料200万円です。これは過年度過誤納還付金及び還付加算金ということで補正をさせていただいております。確定申告により高額の還付金が生じ不足が見込まれるため、補正をするものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 26ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、14節使用料及び賃借料117万3,000円の増額補正でございます。住民基本台帳ネットワークシステムの借上料です。このシステムにつきましては、5年ごとに更新をしております。旧システムが来年3月までの契約となっております。今回26年6月より、従来の操作用ICカードから取り扱い者の手のひらを機器で認証する方式に変更されることにより、機器の変更が必要となりました。当初予算の段階では旧システムの残金、26年6月から27年3月分までを更改システム、新しくします26年6月から31年6月まで、ここに含みまして支払うというような予定で当初予算を組んでおりました。今回、旧システムの残金は今年度末の契約満了まで支払うようにしたため、平成26年度の予算が不足したことにより増額補正をするものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 去年もこのものについては、住民基本台帳ネットワークシステムの借上料ということで出ておったわけですが、たしか去年も20%ほど補正をやったわけですね。今、理由はわかりましたが、去年と比べると補正額が非常に大きいわけですね。34.2%ということですが、去年に比べて金額が上がった、去年は補正後が342万7,000円でありましたが、ことしの場合は34.2%増額しますから460万円になるわけですか。この金額の開きですね。なぜ、このようにシステムの借上料が高くなってるのか、お願いしたいと思います。

○市民生活課長（重富 孝治君） 旧システムの——先ほど説明申し上げましたが、本来は、当初予算の段階では、旧システムの残金152万1,600円でございますが、この分を更改システム——26年6月から31年6月の60回のほうに組み入れて支払うような契約の予定で当初予算を組んでおったようでございます。これを、やはり旧システムの残金152万1,600円は今年度中に支払い、新しいシステムについても26年6月から来年3月まで10回分払いますので、その分で、ちょっと二重に払うような形になりますので、このような117万3,000円という増額の補正になったものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 3款1項10目臨時給付金事業費の12節役務費の通信運搬費75万4,000円と口座振込手数料16万2,000円、合計91万6,000円と、20節扶助費1,000万円の合計1,091万6,000円の増額補正をするものでございます。この分の増額は、件数として25年度の課税状況から予測した該当数を当初予算で計上いたしております。

した。26年度の課税額の確定により、対象件数が増加したため、臨時福祉給付金または加算対象者の給付金、それと郵送料、それと振込手数料、また郵送料につきましては、返信用封筒を使用しての申請件数が増加しております。それによりまして書類不備等、通帳等の写し及び身分証明書の写しが同封されていないなどということで、再度の書類の依頼通知及び返信用の後納料金の郵送料が増加したため、このように増額補正するものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑は終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 3款2項9目放課後児童対策費の13節委託料53万3,000円の減額補正です。基本額は毎年変更になり、また、児童数に応じて基本額が異なることから、学童保育所運営委託料確定に伴い補正するものです。さらに、今年度は、昨年度分化した御幸学童保育所が1カ所に戻ったことから、全体での減額補正ということになっております。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 29ページでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額が158万7,000円。内訳につきましては、4節共済費20万3,000円、7節賃金138万4,000円となっております。理由につきましては、一般行政職1名及び管理栄養士1名が11月より産休に入りますので、その分の代替臨時職員の賃金でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） それでは、30ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費、補正額1,017万7,000円です。内容につきましては需用費ですけど、これは追加要望により、青年就農給付金事業、これが20万円、人・農地問題解決加速化支援事業というのが11万4,000円、合わせて31万4,000円となっております。

役務費の関係につきましては、先ほど言いました人・農地問題解決加速化支援事業、こちらのほうの事業となっております。

19節の負担金、補助金及び交付金関係でございます。一番上の322万3,000円の分につきましては、水田農業担い手機械導入支援事業ということで、認定農業者とか農業生産法人のほうの機械導入が入っております。補助率といたしましては、644万8,000円の3分の1が県の補助となっております。同じく644万8,000円の6分の1が市の補助というところで、その分を補正させていただいております。

続きまして、機構集積協力金交付金ということで60万円補正しております。これは、農地中間管理機構というのが今年度よりスタートいたしております。6月1日からスタートしておりますけど、その中におきまして、農地を今回、人に貸すということで、貸した方のほうが農業をやめるということで、そういった部分に対する補助と。50アール未満につきましては、1件当たり30万円の——1回だけですけど、補助が出るようになっております。一応、本年2件の、この農地中間管理機構に対する申請が出されておりますので、その分、2件ということで、30万円の2件で60万円ということになっております。

その下に美しい農村再生支援事業費交付金ということでありますけど、これも国のほうで今年度からスタートしました新しい事業であります。これにつきましては、疎水百選もしくは棚田百選に指定された地区における、この農村再生支援ということで、いろんなメニューがございますけど、そういった指定された地域の農村を守っていくというふうなことでしております。この事業につきましても、それで今年度、うちのほうも取り組もうということで、今年度につきまして、疎水百選大石・長野水道、こちらのほうの分を今年度と来年度——これ、2カ年事業になりますので、取り組むようにしております。この分につきましては、ソフト事業ということで、1年当たり600万円、それで、本年度と来年度またさらにソフト分として600万円つくようになります。

工事のほうの関係につきましては、10分の10の補助と2分の1の補助と、内容によって若干分かれておりますけど、来年度、この大石・長野水道に関する工事の一部取り組んでやっていきたいというふうには考えております。ただ、これはまた来年度申請するようにしております。

そういったことで、今年度につきましては、ソフト事業ということで600万円の申請を補正しているところであります。これは10分の10ということで、一応市のほうにおりてきておりますけど、これで市のほうが事業をして全部出すというような形になります。

続きまして、6目農地整備計画費のほうでございます。補正額が611万6,000円。こちらのほうにつきましては、19節負担金、補助及び交付金のところでございますけど、農地・水保全向上対策事業費交付金ということで461万円、これが一番大きな部分になります。これも国のほうの政策の変更によりまして、今まで農地・水保全対策事業というふうな部分がございますけど、これが多面的機能交付金というふうなことで、日本型直接支払制度の一環としてこちらのほうが支払われるようになっております。

今までは32地区、うきは市のほうで、この農地・水保全向上対策事業の対象となる地区がございましたけど、今年度から、直接支払いしておるところにつきましてが、今までは別にそれを取り組んでおりませんでしたけど、今年度からは中山間地の直接支払制度を受けている地区におきましても、この多面的機能交付金の制度に取り組むことができると。そういったことで、今年度6地区ほど両方取り組むというような地区がふえております。そういった関係で、地区に対して若干市の負担分も出てきますので、そういった部分が補正として461万円、この分の交付金がふえてきたと。この事業の関係に伴いまして、事業が煩雑化するというところで、事務費関係も補助としてふえてきております。そういった分が臨時職員賃金、社会保険料、消耗品費、燃料費のほうに事務費は計上させていただいております。

続きまして、7目です。山村地域振興費の関係でありますけど、補正額として15万円と。こちらのほうの内容につきましては、福岡市のほうの水道局が「飲む海水」ということのペットボトルを出しておりますけど、それに伴います補助ということで、水源涵養保全のための植樹、苗木代、そういったものを支払っております。そういった関係がこちらのほうに12万円ほど、その苗木代が入ってきております。管理費ということで3万円です。

済みません、大変申しわけございません。4目畜産費を飛ばしております。ちょっとさかのぼりますけど、4目の畜産費のほうを説明させていただきます。こちらのほうの補正額が750万円となっております。これは、福岡の畜産競争力強化対策事業ということで、うきは市内にあります畜産農家がエコトンという子豚の飼育用の施設——これはカプセル式になっておるような子豚の飼育用施設ですけど、これは防臭効果が非常にあるというところで、今回それを購入の予定であります。大体1棟で30頭ほどの子豚が飼えるような部分で、これを8棟程度導入するということで申請があつておりまして、この分につきましても、補助といたしましては、県費が1,500万円の3分の1、市費が1,500万円の6分の1と、残りについては個人負担というふうなところになっております。申しわけございませんでした。

続きまして、8目農地費の関係でございます。こちらのほうが、補正額が5,150万円というところですよ。こちらのほうの関係につきましては、既存のほうで安富地区、桜井地区、今泉地区の農地整備のほうを行うようにしておりましたが、県のほうが、今年度につきましては、ま

だ予算があるというふうなところで、追加工事のほうの申し込み受け付けを行っております。それでうちのほうといたしましては、もう何年も待たしている地区がたくさんあるというふうなところで、3地区ほど追加工事を申請いたしております。本村地区、小坂地区、前迫地区ですね、この3地区の追加工事を申し込んでおります。本村・小坂地区のほうで約2,500万円、前迫地区で1,000万円程度の工事と。これは県単事業ですので、県の負担割合が一応4割という事業になります。それに伴います測量設計委託料、立木補償費等も補正させていただいております。

9目の耳納山麓開発費の関係でございます。こちらのほうにつきましては、国営耳納山麓土地改良事業地区の償還金のほうになっております。最終決定した時点で、その分にあわせて調整させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 3目の美しい農村云々というところですけど、一言説明があったら聞かんでよかったんですが、本年度は、この600万円はソフト事業ということが言われました。具体的にはどういうことをされるんですか。それだけです。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 今、大石堰土地改良区、その他の団体とも協議しておりますけど、この事業をまず取り組むに当たった経緯といたしましては、本年、大石堰の五庄屋の350周年というふうなことでっております。そういった五庄屋の偉業等も踏まえて、やっぱり何かを残していきたいという話になりまして、そういった中で、大石堰の水路につきましては疎水百選のほうに認定されております。この事業の対象にもなりますし、たまたまこの事業が今年度からスタートいたしましたものですから、何かそういった五庄屋にまつわる大石・長野水道について記録として残していきたいというところで、今、考えております部分につきましては、ビデオ作成を中心として考えております。五庄屋の歴史に始まって、さらには大石・長野水道でいろいろ先人たちが工夫されてある点、そういったものをうまくビデオ等にして残していけないだろうか。それとあわせて、それを紹介することによって、この今のうきは市、これがこういった形で、先人の残した偉業によって今のうきは市があるんだというふうなことを、うきは市の紹介をすることになりますけど、そういったビデオを作成していきたいというふうなところを考えております。

それともう一点は、大石堰につきましては、県内のほうから年間5,000人以上の小学生の見学があっております。しかしながら、なかなか説明する資料とか看板が少ないというようなこ

ともありまして、そういった部分についても、これを機会に、この事業をもって整備したらどうかというふうなところで、これはことしと来年にかけて、2カ年に分けて製作するようなところで今、進めておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 内容はわかりました。

それでビデオをつくるということですが、その内容ですよね。レベルというか。例えば、NHKの放送でもそういったものが紹介される程度というかレベルというか、ぜひこの機会に、そうやって全国放送しても恥ずかしくないような内容のものを、ぜひ頑張ってつくってもらいたいなという思いです。観光宣伝にもなりますから、そういうふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） この事業、実は今回補正されて初めてスタートするような形になっております。今、議員さんの御指摘のとおり、やっぱり中途半端なものとか簡単なものじゃなくていいものをつくっていきたいというふうに考えております。

ほかにもいろんな、ちょっとソフトに若干使う分もございますけど、今年度と来年度でソフト事業100%という形で600万円、600万円、1,200万円ほどつきますので、このビデオ製作に関しては、今後どこか業者のほうが決めた時点でもっと詰めていくような形にはなるかと思いますが、900万円ぐらいは、この事業でビデオ製作に充てられるというふうな予算の状況もございますので、そういったものを含めて、今、KBCあたりのほうのテレビ局とか、そういうふうな専門的な業者でいろいろ話を聞いておるところです。

この内容につきましては、今、御指摘のとおり、中途半端なものじゃなくて、うきは市全体を、やっぱりこの大石・長野水道ということをテーマにしながらも、うきは全体の観光にも結びついていくようなビデオにしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の太田議員の答弁でありました大石・長野水道に関連して、野鶴課長もお話聞いていると思うんですが、いわゆる袋野用水、8年後に田代重栄がつくった、あの隧道の関係です。これもひとつ、いわゆる映画化でもないでしょうけど、そういう希望が出てくるから、それぞれにする考えは今のところないかもしれませんが、今は、うきは市全体のことというふうにお話をされておりました。これも非常にうきはとしてはインパクトのある歴史遺産ですから、大石・長野水道のみにかかわらず、同じ2つの大きな遺産がありますから、これ

は付託されると思いますので、市長もいらっしゃいますから、あえてここでお尋ねをしておりますが、いかがでございましょう。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 袋野隧道の関係については、いろいろ計画があることは聞き及んでおります。

ただ、この美しい農村再生支援事業に関しましては、冒頭に申しましたように疎水百選もしくは棚田百選、これに指定された範囲というところになってきますので、どこかの中でそういった分で紹介していく部分ではできると思うんですけど、これを一緒にしたところで、例えば紹介していくとかというふうになってくると、なかなかこういった補助事業ですので、会検対象等にもなってくるかと思しますので、袋野隧道関係につきましては、今後またいろんなことを検討しながら、いいメニューがあったらその中で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 6目の農地整備計画費の中で、農地・水保全向上対策事業費の交付金が461万円計上されてありますが、これは今まで32地区あったけれども、今度改めて中山間地域でも6地区がふえたということですが、これに対する国の交付金は幾らになってるのかですね。この国県支出金のところは149万円で、あと462万6,000円は一般財源になってありますが、農地・水保全向上対策事業については、かなり以前は国の交付金が交付されてあったと思いますけれども、今度461万円ふえて1,137万2,000円にはなりますけれども、この国の負担割合がわかってありましたらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） これにつきましては、全部各地区の分の負担割合等も調べたのが別表としてこちらのほうで、ただ、ここにちょっと持ってきておりませんので、後で提出したいと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑は終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 6款2項2目林業振興費の関係であります。委託料と工事請負費、合わせまして補正額1,700万円となっております。この分につきましては、まず委託料の関係でございしますが、委託料のほうにつきましては、小塩の一条と妹川の持木におきまして、未相続並びに共有関係の土地がありまして、以前工事したとき分筆もできず、未登記の

土地がそのままになっておったという経過がございます。今回、その所有者のほうとの相続登記も終わりまして、そういった話もようやく決着がついておりますので、この際その分の分筆、登記委託料等をお願いしたいというところでやっております。

それともう一件、探野林道を今回、林道工事費として上げることにしております。その分の測量設計委託料、これは今年度と来年度で工事を行う予定でありますけど、測量設計につきましては全長約1キロございます。それ全体の測量設計委託料として補正をかけたいというところで、委託料が600万円ということになっております。

それと工事請負費の関係でございます。工事請負費の関係といたしましては、林道工事費——先ほど申しました探野林道、これにつきましてコンクリート舗装を行ってきたいと。これ、県単事業であり、県のほうが若干まだ予算があるというところでありましたので、その予算の範囲内で実施をしたいというところで考えております。残りの分につきましては、平成27年度で対応していきたいというふうにも考えております。

今回、なぜその分を急ぐかというところでございますけど、探野林道のほうの関係につきましては、平成24年度の北部九州豪雨災害で市道の一部が土砂崩れを起こした関係で集落が孤立するような状況が出てきております。これらの問題を解決するために、市道がもし崩壊等した場合に迂回するためには、この探野林道の整備が必要になっております。そういった意味で、市道と——基幹林道が上のほうに通っているわけですけど、それを結ぶ探野林道、これをコンクリート舗装等で整備すれば災害時の対応が非常に可能になると、こういった理由もございまして、今回、県の予算も若干あるということでございましたので、この際、そういった災害対策というようなことも含めて、探野林道のコンクリート舗装を急ぐものでございます。

それ以外にも、林道工事費のほうといたしましては、林道維持工事費として300万円ほど計上させていただいております。この分につきましても、今年度、災害がほとんど復旧していくような状況の中で、市の林道関係、こちらのほうがなかなか手つかずになっておった状況もございます。そういった中で、本年7月に森林組合のほうと現場のほう、林道をずっと調査してまいりまして、現在、通行不可な林道が5カ所ほどございます。この分についてだけは、早急に対応しなければならないだろうというところで、林道維持管理費が当初予算で200万円ほどありますけど、この通行不可の部分を取りあえず通行できる状況にするためには予算が足りません。そういったことを含めまして、そういった部分で、通行不可のところを通行可にする部分で300万円ほど計上させていただいております。そういったことをあわせまして、工事請負費1,100万円、補正を組まさせていただいております。

それで、6款2項2目の委託料、右のほうの説明で草刈り委託料というふうになっておりますけど、この分につきましては、先ほど説明申し上げましたように、分筆登記委託料並びに測量設

計委託料のほうになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 林業振興費の中で、委託料600万円は分筆登記と、それから探野林道測量設計ということですが、草刈り委託料というのは訂正しないわけですか。これ、訂正しなきゃおかしいことになるわけ。実際は設計委託料でありながら、説明では草刈り委託料になってありますもんですからね。草刈り委託料というのは150万円あったんですよ。ところがこの600万円ということになると、草刈り委託料が750万円になってくるわけ。そして実際の説明では、これは分筆登記と探野林道工事の測量設計合わせて600万円だという説明ですからね、どっちが本当なのか。草刈り委託料でそういうことをやるのか、あるいは草刈り委託料じゃなくて測量設計委託料のほう为本物かどうかですね。予算上の記載の仕方ですよ、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 大変申しわけございません。先ほどの説明の最後に申し上げたつもりでしたけど、説明不足で申しわけございません。

説明の草刈り委託料のほうは、先ほど言いましたように、分筆登記委託料並びに測量設計委託料のほうに御訂正をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 7款1項3目観光費でございます。補正額9万8,000円です。需用費といたしまして光熱水費、修繕料97万円です。これは御存じのとおり、四季の舎ながいわが3月いっぱい指定管理のほうを辞退されておりまして、4月からは市の直営というふうな形で進めております。そういった中におきまして、電気料が大体毎月12万円程度かかっております。そういった部分で、半年分で72万円、それと若干空調等の関係で、空調、風呂関係の修繕費が出ております。こちらのほうの分が25万円というところで、合わせたところの97万円の補正をお願いするところであります。

それと下のほうの負担金、補助及び交付金の関係ですけど、四季の舎ながいわも、うきはの森ケーブルテレビのほうに加担しております。そちらのほうの負担金が7,200円ほどありますので、一応4月からは市が直轄ということで、市のほうでこちらも補正として予算を計上させて

いただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 四季の舎ながいわは指定管理がだめになったわけですね、言いかえりゃあ、もう辞退されたということでもありますからですよ。したがって直営でやってありますけれども、私、一般質問でも申し上げましたが、電気料が非常に高いわけですよ。たしか25年度が124万円ぐらいかかったと思いますよ。というのはなぜかという、大きいトランスになってるわけですね、受電装置がですよ。あれ、変えないことには、とてつもない電気料になるわけですよ。最大限の契約をやってありますから、基本料だけで3万八千何ぼでしょう。それから下の駐車場もね、基本料が1万何ぼというようなことですから、実際は、電気は使っていないけれども基本料で払わなきゃならないということですから、本当は、これはやっぱり九電に申し込みをして、受電の消費電力の変更をぜひやらんと、これ、無駄なことなんです。使ってなくても基本料で電気代を取られるということですからですよ。これ、なぜやらんわけですか。工事料がかかってもそれをやらなきゃ、毎年毎年100万円以上の電気料がかかるんですから、早急に、これは補正予算を組んでも、12月でもぜひやっていただかないと、以前は98万円ぐらいの指定管理料を払っておったけど、あれでやっていけんわけですよ。

今、電気代が足らんからということですが、足らんの当たり前ですよ。ぜひ九電に相談して、実際使っていないから、消費電力がそんなに上がっていないのに、最高の電力需要で工事をしてありますもんですからね。あそこの中、電気見てくださいよ。恐らく電気の数だけでいきますと250個ぐらいついとったと思いますよ。オープン当時がですね。だから、こんなことしても何もならんと言っとったけど、無理にこれ、やってしまったわけですね。工事も追加料で、工事費が大変な金額かかったんですけれどもね。これ、ぜひ電気のほうは——下の駐車場も基本料が高いんですよ。それから本館もほうも3万8,000円ぐらだったと思いますが、基本料がですね。早急に最低限のですよ。家庭でいったら30か、その程度、だから余計電気を食っても50アンペア程度にしとけば、そんなに電気を使う施設じゃありませんから、ぜひこれをやってもらわなきゃ、また来年も同じようなことは言ってきますから、早急にこれ、対策をとるようにお願いしたいんですがどうですか。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） ただいま御指摘の点につきましては、まさしくそのとおりだと思います。

以前、1回、小川電機さんのほうに見てもらって、下げたという経緯も聞いております。あそ

こが、今、議員さん御指摘のとおり、合併浄化槽の関係と中の施設の関係等で、どうもやっぱり電気代基本料金が非常に高いというところで、ただいま御指摘のほうも受けておりますので、再度、小川電機さん等にも相談しながら、そういった対策ができるのかどうか、これについては検討して、もし今、おっしゃられましたように、補正を組んでも工事費が若干かかっても将来のことを考えるとそちらのほうがいいんじゃないかなろうかという点もあるかと思っておりますので、これについては十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この補正予算書に出てきていませんし、私のほうがちょっと間違ってるかもしれませんが、確認の意味で教えてください。

当初予算書のほうの——補正予算にはありません、同じく3目の観光費の13節委託料、ながいわ公園交流促進センター指定管理料108万円が計上されたままになっておりますが、これは直営になって——これはオリエンタル何とかが辞退しましたですね、そして今、直営ですね。この予算はどうなってるんですか。そして、この間お世話になりましたけど、あの方々の人件費等はどんなになってるんですか。それをちょっとわかりやすく説明いただきたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 当初、四季の舎ながいわのほうの関係につきましては、4月からそういったことで辞退がありまして、ただ、4月以降につきましても、レストラン等について閉鎖することができませんので、そのまま市の管理ということで実は運営しております。

管理委託契約のほう、今、レストランの方とは結んでおりまして、それにつきまして、委託料については無償ということでやっておりますけど、当然、四季の舎ながいわをあけておれば——先ほど三園議員からも御指摘がありましたように、電気料等については必要になっておりますので、その分につきまして、指定管理料のほうの分を利用させて、まず電気料等はそれで支払ってきたという経緯がございます。ほとんど電気料等にその分を支払ってきておるところです。ただ、先ほど言われましたように、どうしても1カ月当たり12万円程度の電気料が現時点でかかっております。そういった部分で、10月以降についての補正というところで今回上げさせてもらっております。

人件費等の関係につきまして、管理委託料については若干レストランのほうで収益が出ておると。それをもって委託料に充てるというふうなところで考えております。また、10月からにつきましては、事務所のほうも、うきはインフォメーションセンター、そういったところもその中で事務所の清掃とかを含めて入ってもらって、そちらのほうからも今後はいろいろそこで事業を展開するというところでございますので、電気料等についてはいただくようにしております。

そういったことで、少しでもその四季の舎ながいわ、そのものに、やっぱり交流拠点というところでにぎわいの場をつくりながら、少しでもかかっている経費についてもそういったところから負担してもらうような形で、今後は市の出し分を減らしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 7 番、江藤議員。

○議員（7 番 江藤 芳光君） 実情はわかりました。

ただ、補正予算も細かいところまで皆さん精査しなさって補正を組んでいただいているという認識を持っています。ただ、今の説明でいくと、そのままで残しながら流用——これはもう、執行部の権限でできるんですけども、やはり補正を組む議会というものを考えると、修正すべきはきちっとされるべきだと思うんですよ。それを積み残してこのままということになると、ほかのところもいろいろなことありはせんかというふうなものが出てきますから、その辺はきちっと現実にあわせて精査し、補正に上げるべきは上げるというふうに思うんですが、その点について伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 御指摘のとおりかと思います。今後は十分注意していきたいと思います。ただ、電気料関係が4月からもう既に発生する分ですから、こちらのほうにつきまして、ちょっと4月、5月、6月、7月というふうな部分で支払いの関係がございましたので、そちらの分を流用させていただいたというふうなところがございますので、その点については今後、十分また注意していきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ちょっと参考までに教えてください。

電圧は、高圧じゃないんでしょう。普通の電源。高圧でなければ、契約電力を変えればすぐにできるわけ、変えられるわけですから。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） ちょっと私も詳しい内容はわからないんですけど、どうも合併浄化槽のほうが結構大きいということで、そちらが高圧になっているんじゃないかというふうに思います。金額的にもかなり高いし、この分につきましては、先ほど答弁いたしましたように、十分もう一回、電気屋さんのほうと内容を検査して、変更できる分であれば変更していきたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 変更できればということですが、できんことはないでしょう、

使っていないんですから。だから、データを出してくださいよ。何キロワット使ってるのかですね。それを出してもらわなきゃ、そんな曖昧なんで、変更ができるなら——できますよ。今、10番議員から高圧じゃないでしょうということで、高圧受電がしてあるでしょう。ちゃんと危険だということで、囲いをして高圧受電してるわけですよ。それでもできますよ。電気料が安くなったんですから、随分。

また、ことしの決算のときお尋ねしようと思っておりましてなんですがね、25年度はどれだけ電気代を払ってるか知りませんが、私、これ、24年度の電気代のデータを持って来ておりますが、24年度、水道光熱費が147万9,362円ですよ。これだけ電気代がかかってるんですよ、1年間にですよ。だから、ぜひこれは九電あたりに当たって基本料を少なくしてもらわなきゃ、基本料が高いんですから、基本料変更をやってもらえばいいわけですよ。実際、使用している電力料がわかってありますからね、それに基づいて基本料を下げてもらわないことにはどうにもならない。

駐車場でも同じですよ。車がとまってなくても基本料で1万何ぼ払ってるでしょう、駐車場だけですね。あんなやつは本当はもうね、100ワットの電気を三、四カ所つけば、あれだけの面積の駐車場ですから、今は全くつけてなくても、車来てなくても駐車場の電気代払ってるんですから、そんなもったいないことは早急に真剣に取り組んでくださいよ。やれたらとかね、他人行儀のことじゃなくて、やっぱり自分のことと思ってやってもらわなきゃですよ。皆さん方も同じですよ。使っていないのにね、1年間に147万円も払ってるんですから、電気代をですよ。もったいない、それこそ無駄遣いです。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） その分については、十分御指摘のとおり検討させていただきます。

それと、先ほど三園議員から御質問のあった分、ただいま回答させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

先ほど多面的機能交付金の関係で、農地・水保全向上対策事業費交付金461万円の分の関係でございますけど、まず内訳を申し上げますと、国が2分の1というところで922万円、県が4分の1、461万円、市が4分の1ということで461万円。今回の地区がふえたことによって1,383万円が国・県からの補助という形になっております。だから、市のほうは2分の1の負担というところでございます。

それと、あと事務費等の関係でございますけど、国県財源が149万円ということでなってるじゃないかというところで、特定財源のところの149万円しか出てないじゃないかというところですけど、これは事務費分というところで、共済費11万2,000円、賃金として75万

6,000円、需用費として60万7,000円、環境保全型として15万円ですかね。その分を合計いたしました149万円と。こちらのほうに計上しております149万円は事務費分というところで、交付金のほうは、こちらのほうには計上がなされていないということになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 参考までですけども、参考でいいです。高圧であれば1年間のピーク、マックス消費電力量で翌年度決まるようになってますから、話をしてみてください。自動的に設定されるようになってます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑は終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 補正予算書の33ページです。

8款2項3目道路新設改良費15節工事請負費500万円の増額補正です。理由としましては、平成26年度地域再生基盤強化交付金のメニューの中の国土交通省の道整備交付金の内示があったために、工事費としまして500万円を増額補正させていただくものです。工事箇所としましては、浮羽町新川内ヶ原から盗人馬場に通じる市道平利山線でございます。それから、鹿狩からの市道、鹿狩平利山線との合流地点付近の排水路整備工事を実施するものでございます。国庫補助としましては、事業費の2分の1となっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書34ページをお開きください。

9款1項3目消防施設費129万1,000円の増額補正ですが、消防施設事業費補助金を増額補正計上させていただいているものです。内訳としましては、1、東延寿寺区の防火水槽の危険防止に係るふたかけ等の改修に対し、2分の1の補助が105万3,000円、2つ目が、西屋形区の防火水槽の取水口の漏水防止等の改修に対し、2分の1補助が23万8,000円、合計で129万1,000円を計上させていただいております。これらの案件は、7月、8月に地元区長さんより補助の相談があっており、危険防止及び漏水発生で近隣に影響が出ていること等

を踏まえ、補正予算にて対応させていただきたく、予算を計上させていただいているものです。
よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 防火水槽の補助2分の1ということですが、この地域には防火水槽をつくらないと消火に支障があるわけですか。他に水源を求めることができるんでしょうか。それをまずお尋ねしたいと思いますがです。防火水槽に頼らなきゃ、消火活動に影響があるかどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） まず最初というか、今回の分は改修でございます。既存のものがございす。その漏水とか危険防止でふたかけをやるということでの2分の1補助でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 改修であろうと、他に防火用の水が確保されてあるかどうかをお尋ねしてるわけですよ。改修とかそうじゃなくて、消火用の水が確保されてあれば、防火水槽はつくる必要はないんですよ。だから、消防用水が確保されてるかどうか、それをお尋ねしてるわけです。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 失礼しました。東延寿寺区につきましては、消防水利の基準より半径140メートルというのが1つの基準でございますが、約60戸が関係戸数でございます。西屋形区につきましては、この基準の140メートルから言いますと、24戸がこの範囲内に入ります。

河川はありますから、その河川に水が流れているときは確保できますが、年間を通してということになりますと水量がないということで、補助の対象としてはと考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 河川があれば水が確保できるけれども、水がれのときは防火用水、これを使わないと消火ができないということですね。だったら、消防組織法でこれは行政がやらなきゃならんということが決められてるでしょう、法律で。それを地元負担を求めてやること自体が間違ってるわけですね。

以前から浮羽町では、警鐘台とか、あるいはポンプ倉庫についても地元から負担金を取ってありましたでしょう。したがって、間違ってる、消防組織法第8条ですか、これに反してるじゃな

いかということで、一遍にはできないからということで、浮羽町には警鐘台とか消防格納庫等については負担金を取らんようにしたんですよ。ところが、一遍になくすことはできないからというように、この防火水槽についての負担金というのは残ってありましたが、やはりそういう消火用水が確保できないということだったら、これは行政の責任でやれということは法律で決まっていますから、それに近づけてもらわなきゃ、住民はたまったもんじゃないわけですね。

今、住民は税金だけでも大変苦勞しているのに、まだ負担金とか、そういうものを出さなきゃやってもらえないということになりますと市民生活にも影響が出ますから、これについては改善されるのかどうかですね。他の市町村の実態も調べてください。そして、うきはだけがそういうものを取っておるということであつたら、ぜひ早急に改めてもらわなきゃなりませんけど、再度答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 消防組織法第8条の件につきましては、以前から御指摘をいただいております。法では、第8条では市町村が消防に係る経費を負担するということが定められておりますが、現在の財政状況、当市の財政状況等を踏まえて、現実的にはお願いしておるのが実態でございます。議員から御指摘もいただいております。過去、数年前に話題になったときに、前任者が近隣の状況等を調べております。再度改めて調べさせていただいて把握はしておきたいと思いますが、すぐ、全部市が持つかとなるとなかなか厳しい部分もあろうかと思っております。今後、検討してまいります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 補正予算書の35ページです。

10款1項4目ふくおか学力向上推進事業費、補正額134万7,000円。平成26年度より3年間、うきは市が福岡県より学力向上推進強化市町村の指定を受けましたので、事業のほうを新設いたしております。うきは市では確かな学力、学習規律、家庭学習、自尊感情を児童・生徒につけていくということで取り組みを進めます。報償費は、この事業、うきは市学力向上検証委員会を設置しなければなりませんので、PTA役員への謝金ということで、報償費を1万2,000円計上しております。

消耗品は、問題集作成のための図書購入費です。

印刷費は、保護者向けパンフレット、問題集の印刷、それと24年度事業で作成いたしました

社会科の副読本「私たちのうきは市」の増刷でございます。

使用料につきましては、先進地視察ということで、佐賀県の武雄市のタブレット端末を使用している小学校を視察するようにしております。この事業は補助が2分の1でございます。補正予算書18ページに、ふくおか学力向上推進事業費等補助金ということで67万2,000円を計上しております。なお、この補助金については、8月1日付で交付決定がっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） こういった質問は一般質問でしたほうがいいのかなと思いますけども、実は学力のレベルのことで、以前うきは郡内に勤めてあった教職員の方から、うきは市はえらい学力レベルが低いですよと言われてました。私は——私って大越という意味じゃない、その人の話で——私は、私なりに、なぜそうなのかということを考えると、やっぱりうきは市は経済的にレベルが低いから結果的にこうなるんですよと指摘を受けたんですが、もちろん私もそれに対して反論はしましたけども、それだけじゃないでしょうと。ただ、やはりその人の言葉を聞いてみると、なるほどなという部分もありました。

というのは、経済的に恵まれている家庭の御子息等は、中学校に上がる時点あるいは高校に上がる時点で、うきは市外の学校に行ってしまうと。そして、当然その方たちは学力レベルも高い。そして、学校を出た後は、ほとんどそういう人たちは地元に残らんでしょうと。だから、結果的に学力レベルの低い子供たちが——言葉は悪いんですけど、うまく言えませんから申しわけないんですけども、そういう人たちだけが地元に残ってる現状ですよと、現場で体験された方がそうおっしゃいました。

学校教育課長でも市長でも教育長でもよろしいんですが、そういった意見というか考え方を持った方があるということに対して、実はそういう面もあるんじゃないかというような認識があるのかどうか。いや、そういうことは全くありませんよと。それは経済の問題とは全く関係ありませんというようなお考えなのかどうか。多少そういった問題意識は持ってあるのかどうか、その辺ちょっと具体的じゃなくてもいいのですので、実は非常に私も残念な指摘を区域外の方から受けたもんですから、ここであえてそういった学力向上の問題が、今、ここでするので、あえてそういう質問をするわけですけども、何かそういった、私の今のことに対して何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。何も言いようがありませんと言われたら、それでもいいですが。

○議長（岩佐 達郎君） これはちょっと予算審議とは——どっちかというと一般質問みたいになりましたが、答弁可能であれば簡潔に。

○学校教育課長（秦 克之君） うきは市の学力の関係ですけども、分析はできております。まず、家庭学習をしない、これがもう、よその市町村よりも物すごく多い。中学校、小学校も同じでございます。そういう分析ができておりますので、今回、学力向上推進強化に指定されましたので、まず、保護者向けのパンフレットですね、そして、やはり家庭でも勉強をするようなほうにやっていきたいと思っています。ちょっと経済的問題のことでございますけども、そういう面もあろうかと思います。

25年度と26年度で北筑後教育事務所が主催でございますけども、うきは市寺子屋を開催しております。昨年25年度は、26回の開催で60名ほどが参加しています。これは無料でございます。土曜日に9時から11時、うきは市の図書館の3階で、そこをメインにしまして教育ボランティア、高校生あるいは北筑後教育事務所のほうから行きまして指導をしております。26年度につきましては、これが100名の児童・生徒が参加しております。そういう経済的な問題もあるかとは思いますが、やはりそういうことにつきましては、いろんな事業を無料でやっていって、児童・生徒の学力を上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 地域の経済力というのが学力にも影響しているのかなということとは私も感じたもんですから、あえてそういった質問を今、したわけですけども——答弁は要りません。やはり、うきは市の経済の活性化というのが大きな課題だなということを今回あえてそのことで感じたので、こういう質問をいたしました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点のみ。

今、課長からも説明があった、この学力向上推進事業は指定を受けたということですが、まずは、これは今年度だけの期間だというふうに、予算の規模——今年度だけですか。（「3年間ございます」と呼ぶ者あり）3年間ですか、ちょっと聞いていませんでした。

それで申しわけございません。役員が、PTAの役員という説明だったんですかね。それから、印刷製本費はわかったんですが、バスの借上料、これはどっかを視察に行くと思うんですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 説明ありました。

○議員（7番 江藤 芳光君） 武雄ですね、済みません。私がちょっとほかのことを考えておりました。

それでお聞きしたいんですが、これを見るに、予算を見るに、ほとんど効果もないような感じがしてならないんですが、効果が上がりそうですか。それをちょっと聞きたい、それだけ。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 学力向上検証委員会は、委員長として教育長のほうが入っております。それと学校長と教頭と、それと教育センターの指導主事のほうを検証委員会ということです。その中に、やはり児童・生徒の保護者も2回ほど参加していただいて、これでいいのかということを検証するために委員会を開かなければなりませんので、そのためにPTAの方から、いつもじゃありませんけど、検証委員会に入っていて意見を述べてもらうということでございます。

それと、バスの視察でございますけども2回予定をしております、1回目はもう、予定ができております。佐賀県武雄市の朝日小学校を視察するということです。なお、このタブレット端末の関係ですけども、児童・生徒が使っているのはタブレット端末ですけども、その学校のいろんなパソコンの状況の環境等も設定しなければ、ただ端末を、タブレットを入れただけではだめだということで、そういうところについても話を聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の資料の36ページ、10款4項社会教育費の文化財保護費でございます。御説明申し上げます。

冒頭に財政課長から説明が若干ございましたが、注連原にあります旧田辺家伝統的建造物の復元工事を行う予算でございます。補正額5,200万円、13節委託料、恐れ入ります設計監理になっておりますが監理委託料に訂正をお願いします。設計のほう、削除をお願いいたします。監理委託料200万円、それから15節工事請負費5,000万円、これは伝統的建造物建築工事でございますけども、御存じのように、本物件は保存地区の中でも古い部類に位置いたしまして、建築は江戸時代になっております。ただ、平成24年度の豪雨災害により被災をした物件でございます、復元のために家屋の解体、建築資材の保管をしております。これにつきまして、復元工事を予定しております。カヤぶき平屋、建築面積180平米、床面積150平米。

本工事に伴います予算について御説明申し上げます。お手元の資料の17ページ、歳入予算の17ページをお願いいたします。

本工事につきましては、文化庁の国庫補助が災害復旧の復元工事に伴います措置で70%、県補助金が12%、単費が18%の構成になっております。17ページにございます6目国庫補助金3,640万円、文化財保存事業費補助金。次ページ、18ページ、8目教育費県補助金

624万円、以上が補助金になっております。

なお、本件の補助金の交付決定を11月に予定しております。12月には工事着工を目指しまして、工事内容としましては、基礎工事及び軸組みまでを本年度に予定しておりますので、9月議会に補正予算を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して財政課長の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 37ページをお願いいたします。

13款1項1目28節繰出金1,900万円の増額については、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費4,345万9,000円の増額については、歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。補正予算書の13ページをお願いいたします。

9款1項1目地方特例交付金276万5,000円の増額補正と、それから次ページの10款1項1目地方交付税1億9,029万5,000円の増額補正につきましては、いずれも交付額の決定によるものでございます。

続きまして、15ページ、13款1項1目1節総務使用料2,474万3,000円、これにつきましては、経塚採石場跡の災害土砂等処理使用料を増額補正するものでございます。

16ページ、14款1項1目1節社会福祉費負担金1,091万6,000円の増額については、臨時福祉給付事業費負担金の交付額決定によるものでございます。

続きまして、次ページ、14款2項国庫補助金の総額で4,490万円の増額については、いずれも交付額の決定によるものです。

18ページをお願いいたします。

15款2項県補助金、総額で3,364万9,000円の増額については、いずれも交付額の決定によるものです。

次ページをお願いいたします。

17款1項2目1節総務費寄附金220万円は、歳出——これは25ページのほうになりま

すけども、そちらの２款１項８目８節で説明をいたしましたとおり、ふるさと納税制度の充実に
伴い、寄附金の増額を見込んでいるものでございます。

また２０ページをお願いいたします。

１８款１項１目１節特別会計繰入金５万円の増額補正は、後期高齢者医療事業特別会計の前年
度繰越金が確定したことにより、一般会計への繰入金を増額補正するものでございます。

１８款２項１目１節財政調整基金繰入金２億５,０００万円の減額補正については、地方交付
税や前年度繰越金などの収入増に伴い、基金の取り崩しを減額するものです。

２２ページをお願いいたします。

１９款１項１目１節前年度繰越金３億９,２１２万９,０００円は、繰越額の確定によるもので
す。

次ページ、２０款４項１目雑入２３０万７,０００円の増額補正については、説明欄のとおり、
いずれも額の確定によるものです。

２４ページをお願いいたします。

２１款１項５目臨時財政対策債１,９４４万円の増額補正は、平成２６年度普通交付税の決定
に伴う臨時財政対策債発行可能額の確定によるものです。８目消防債９２０万円の増額補正は、
第４表の地方債補正でも申し上げましたように、５分団１号車の消防ポンプ自動車購入に充当す
るものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。７番、江藤議員。

○議員（７番 江藤 芳光君） ちょっと確認ですが、冒頭に、今の最後の市債の消防債を８目を
おっしゃいましたですか。７目の間違いじゃないかなと思って、７目があるとすれば何があるん
ですか。ちょっと確認ですが。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 先ほどの６目、８目の関係ですけども、７目については、前年度か
らの繰り越しの分で、災害復旧債で７目というのを付番をしておりました関係で、８目をとった
ところでございます。

以上です。（「７目に修正せないかんでしょう、災害復旧債」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今回の補正は２６年度予算の補正でございまして、先ほど申しまし
たのは、２５年度からの繰り越し分の２６年度予算が７目を別の目であつておるということで、
その分を飛ばして８目で消防債をとったというところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで13款諸支出金、14款予備費及び歳入の質疑は終わります。

これで議案第50号の質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託されることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時21分散会
